法
7

地價修正要論

全

301031−000−5

法−7

財政整理地價修正要論

角　利助／著

M25. 4

BDE−0002

法一ク

№8714/XXV

（所載の大要）

本論三篇十五章、其第一篇は顯正論にして地價修正は財政問題に於て國家必要事件なるを說き、又之を社會問題とし稅法問題とし休養問題とし産業問題とし實行の速あるべき理由を明にせり。第二篇第三篇は闢邪論、其內第二篇は民間論者の反對諸說を講究辨解し以て本問題の光輝を發揚し、又其第三篇は政府所執の意見を論評し以て其說の不完備あるを表明す、以上の三篇卽ち顯正闢邪の二趣旨を以て本論とし別に揭ぐる外篇一章を以てす。時務論策卽是也。此篇は社會に於ける本問題の大勢を說き、時務を知る者は如何に處置する歟を論明し輕概地方、政黨、政府の三者に對し大に其反省を求めたり。

明治二十五年・二・廿六

明治廿五年四月

錦水學人誌

財政整理 地價修正要論目錄

○第一編　地價修正は國家問題あり

第一章　地方問題とは何なるや

第二章　財政整理に於ける歳入の必要を論ず

第三章　地租分賦不均一の實例を擧ぐ(其一)

第四章　同上(其二)

第五章　偏頗なる租稅の影響を明にす

第六章　民力休養に付て其必要を示す

第七章　租稅の原則、地租の大本を說く

○第二編　反對諸說の講究

第一章　歳月の經過は地租を公平にす

第三章　完全なる公平は得難し

第三章　民心を動搖し農業進歩を障碍す
第四章　經濟組織を乱だし社會の發達を妨ぐ
第五章　地租改正論及び東北論

○第三編　政府の意見及び其評論

第一章　政府の意見
第二章　其方法論を評論す
第三章　其時機論を評論す

○外編　時務論策

○財政整理　地價修正要論

○第一編　地價修正は國家の問題あり

第一章　地方問題とい何なるや

美玉の未だ其光輝を發せざるや、人見て以て之を石塊と爲す、世に偶ま和其人あり、此塊を取つて韜光の寶玉とし推奉措かず、楚王に薦るもと二回左右の足を刖らる、尚ほ之を捨てず、後竟に明者に知られて其光輝を天下に放つに至れり。世事往々之に類す、人多くい玉璞の眞價を知らず漫に說て之を石塊ありとし、衆は之に附和し智者を罪して其足を刖らんとす而して身自ら楚王の愚に傚ふを知らざるあり、地價修正論を以て地方問題なりと稱するの徒卽ち是れ耳。

世に地方問題の語あり之を以て國家問題の語と相對す、國家問題とい何の謂乎、其論する所の利害固と國家大体の上に關係し、道理の歸着す

る所は區々たる小部分の利害を顧みることを能はざるの性質たり。之に反して地方問題なるものは固と是れ地方の利害を以て立論の基本とし、國家大体の利害に抵觸せざる限り、其範圍内にて決定し得べき議論の性質を指すものあり、故に今ま此双者を對比するときは其眞價判然たり、一は國家の利害を本とするが故に重にして大、一は地方の利害を本とするが故に輕にして小、而して若し此双者相撞着する時には輕は重に讓り小は大に從ふを以て當然なりとす、何あれば地方問題を以て國家問題を凌くべき道理なければ也。

抑も地價修正論は國家問題歟、將た地方問題歟、此疑問に對しては、地價修正の眞價を知らざるの人、倉卒に之を以て地方問題なりと答ふるあり、其意以爲らく

地價修正に熱心なる人は該法の實施に由て利益を享くる地方に多し、是れ其地方の利益を本とするが故あり、又之に反對する人は該法由て利益少き地方に多し、是れ其地方に利益ならざるを以てなり、然らば則ち本議論は地方問題にあらずやと。

世上幾多の人、往々此の如き意見を有する者あきにあらず、是れ思はざるの甚しきなり。夫れ此等の意見は地價修正其者の性質を論究し果して國家問題たるる歟地方問題たる歟を斷定して發したるにあらず、徒らに主張者の地方に基き漠然と其問題の所屬を定めんとするものなり、是れ豈に推理の法を誤まる者にあらずや。蓋し國家地方両問題の分かるゝ所は其議論の性質如何に由て定まるなり、何地方の人が主張するとも國家問題は國家問題、地方問題は地方問題あり、其主張者の種類に由て國家問題が地方問題とあり、又地方問題が國家問題と變化するの道理なし。然るが故に地價修正論は國家問題歟將た地方問題歟との

疑問に答へんと欲する時にハ、其主張者の種類と地方とを問はず只だ一直線に本議論の性質如何を論究し、而る後に斷定する所なかるべからず、是れ推理に於ける正當の順序なり。

然るに世の論者は此推理正當の順序を誤まり、議論の性質を究めずして主張者の地方を見、之に由て地方問題ありと云ふハ思はざるの甚しきにあらずや。特に本論を以て地方問題とするときには、其範圍狹小とあるが故に、之れに反對するの議論甚だ主張し易し、即ち

利益ある地方は其利益の爲に之を可とするが故に、利益なき地方は其利益なきが爲に之を否とするを得

此れ如き議論の主張し得らるゝを以て、反對論者は故らに地方問題と稱するの傾なきにあらず。然るも本論を以て其國家問題なるとを斷定する時にハ、我が地方の利害に由て之に反對すといふ議論を主張するの餘地あきあり、只だ認むる所は國家大体の利害のみ、地方の利害は姑らく其位地を讓らざるべからざる也。

此故に本論を以て地方問題ありと稱する者は、其推理の順序を誤まりし歟、然らざれは故らに爲にする所ある歟の二者を免がれざらんとす。何を以て之を謂ふ、余輩の論究は本論の性質を以て國家問題なるとを斷定するが故に、即ち地方問題にあらずと斷定するが故に、請ふ以下の次章に於て余輩が論究の道に進まん、

○第二章　財政整理に於ける歳入の必要を論す

夫れ財政の整理は國家重要の事たる敢て喙々の言を要せず、決して區々たる地方利害の爲に之を妨くべきにあらざるなり、而て財政を整理するの道分つて二、曰く歳出、曰く歳入、二者共に國家の重事、孰れを重とし孰れを輕とせむ、均しく是れ緊要たり。然るも儻し現時の我國に於て

二者の間に輕重の差を設けしめんか、余輩ハ歳出よりも寧ろ歳入整理の必要を感ること深し、何故乎、

第一　歳出の弊ハ認め易く歳入の弊は認め難し

第二　歳出の害ハ緩なれ共歳入の害ハ猛なり

第三　歳出は末にして、歳入は本あり

固より是れ比較的の等差、決して歳出の整理を輕んずるの意にあらず只だ双者の等差を示すのみ、尚ほ進んで少しく之を論せん、

（第一）世の政論家、財政整理の語を以て其重を歳出經費の点に置くハ現時一般の傾向あり。是れ何故ぞ、歳出の弊ハ認め易きが故あり、經費の失は喙を容るゝに便あるが故なり、尚ほ其意を強めて云はゝ、政費の増減を論ずるは活潑にして愉快あるが故なり。然るに之に反し、歳入の弊ハ認め難きあり、収納の失は容喙便ならざるなり、更に云へば賦徴の道

を正しくするは困難にして錯雜なり、故に論者は往々之を思想の外に置くあり、是れ財政整理の語が容易に歳入へ及ばざる所以なる歟。均しく是れ財政の整理なり而して一は衆目之に嚮ひ一は未だ然らずとす、此時に當て眞正の財政整理を其身に任ずる者、其感覺果して如何、余輩は歳入整理の必要を認むる一層に深きを信ずる也。

（第二）歳出の害、固より寛仮すべきにあらず、然ども之を歳入の害の甚しきに比すれば稍や輕きを覺ゆ。何を以て之を云ふ、夫れ歳入の大部分は租税あり而て租税は人民直接の負担なり、所謂粒々辛苦の結果、額上に流れたる熱汗の点滴たり、故に若し歳入の道に於て其宜を失せんか、其影響は直接に細民の頂上に及ひ、其苦難を感するや猛烈なり他に比すべきものあらずとす。夫の歳出や時に或は過つて不急の工、不要の費を投ずるありとするも、其害の人民に及ぶや間接なる故に其影響ハ

緩なり、之を歳入の害の直接猛烈あるに比すべきにあらざる也。

(第三)「入を量りて出を制す」とい古來財政の主眼とする所なり、然らば則ち歳入を本として歳出を末とする明い白の理たり。若夫れ歳入の整理を後にして歳出に重きを置くあらゞ是れ本末顚倒する者にあらずや、況んや「出を量りて入を制する」は財政を紊乱するの基あるをや、故に余輩い感ず一層に歳入整理法の必要なるとを。

以上は現時我國の財政付て歳出整理の必要よりも一層歳入整理の必要を認むる事理を述たるなり、而て余輩が特に我國現時の財政を明記するものは、實に現時の歳入ほど不整理なるは他に多く比類なかるべしと思へば也。爾かく余輩が專ら歳入の不整理不整頓を鳴らすは何故あるや、國庫歳入租税の總額六千六百万圓の内、其大部分を占むる所の地租額は、各府縣の分賦均一を得ず、其収入する所の税額に輕重の差、殊に過大あるを認むるが故也。嗚呼誰れか意を歳入整理に注く者にして地租分擔の不公平を見ざるあらんや、此不公平を知る者にして誰れか其矯正法を望まざるあらんや、眞に是れ國家の大財源を整理するの方法として、更に又國民中偏重課税の痛苦を除去するの方法として其矯正を望むなり。是に於て乎、地價修正の論勃如として起り來る、其淵源職として之に由る、卽ち國家の財政を整理するが爲に最重要の事件として此問題起り來る、地方の利害のみを眼目として發生したる議論に非ざる也。

○第三章　地租分賦不均一の實例を擧ぐ　(其一)

各府縣に於ける地租の分担は如何に不公平なる歟、卽ち國家歳入の大財源は如何に不均一に徵収せられつゝ在る歟、試に統計表に基き其最高最低の二地方を比較し見よ、實に左の如き大差を知る、

	田一反當平均地價	同地租
最高　大阪府	六十五圓十三錢五厘	一圓六十二錢八厘
最低　宮城縣	二十二圓三十錢	五十五錢八厘

（明治廿四年一月大藏省主税局調査に據る）

兩者相對比して三倍以上の差あるを見る、然るも一地方の平均地價は上田多き地方に高く下田多き地方に低きは當然の事なる故、其地味如何、其米價如何、其勞力費用如何を見ずして直ちに統計上の比較に由り彼れは此よりも幾倍の重税なりと云ふを得ず、故に余輩は先づ此所に於て其最高最低の比較を示し其大差を擧げ、適否如何は讀者の意思に任さんとす。

前例は最高最低の比較を取りたる故相隔絶する地方を擧げたり、次に相近接する地方の例を示さん、

縣名	田一反當平均地價	同地租
廣島縣	四十四圓七十八錢九厘	一圓十二錢
山口縣	二十五圓九十二錢六厘	六十四錢八厘

廣島縣は山口縣に比して一倍七歩三弱の高課となる、是れ果して土地の肥瘠に由る歟、米價の高低に由る歟、將た勞力費用の多寡に由る歟、夫れ此等の諸原因相乘除し、一倍七歩の利益を得る地方にして一倍七歩の高税を負担すべし、是れ至當の割合たるべし。然るに此二地方の實際を査定する時には其利益と其税額とは宛かも反對の結果を見んとす、先づ土地の肥瘠を徴せん爲め平年收穫の多少を比較す、

廣島縣	田一反當平均	一石三斗三升四合
山口縣	同	一石六斗〇一合

（農商務省第四統計書に據る）

次に米價の高低を比較す、是れは去明治十八年より廿二年まで五ケ年間其地方平均價格あり

廣島縣　一石代　金四圓九十錢〇九厘

山口縣　同　金五圓十三錢九厘

一反歩の田地を耕作する勞力及び經費の比較、此二地方にして何程の差あるや、余輩は未だ之を査定するの便を得ず、故に遺憾あがら之を讀者に紹介するを得ざれども、蓋し其勞力費用の如きゝ姑らく大差あきものと認むるの穩當なるを信ず。扨て斯の如くして二地方を比較する時には、利益を得るは山口縣

田一反に付収穫二斗六升七合を増加し

米一石に付代金二十三錢を増加す

而して租税の分担は

山口縣、　田一反に付地租六十四錢八厘

廣島縣　同　一圓十二錢

（卽ち廣島縣は四十七錢二厘多し）

此隣接する二地方の分担額を見て如何に我國の地租徴収法に不公平あるやを知るならん、凡て利益相同しくして税額相同じきは至當の道理なり、故に利益同くして其税額に輕重あるや既に是れ不公平の處置たるを免がれず、況んや利益多き地方にして税額輕く利益少き地方にして税額重きをや、之をしも不道理と云はずして何をか不道理と云んや、不道理なる徴税法は歳入の不整頓なり、歳入の不整頓は國家の大害となる、此國家の大害を矯正するの議論は是れ地方問題歟、將た國家問題歟、嗚呼余輩は今ま斯かる明白ある事理に答辨の言は無用ありと信

する也。

廣島山口の二縣に於ける田方の地價、既に其不公平を示すに足る、特に其畑方の地價に付て彼此の差異を見よ、誰れか目を張り舌を吐き其大々不當に驚かざる者あらんや。請ふ讀者、能く注視せよ左の一例を、

	畑一反當平均地價	同地租
廣島縣	二十壹圓三十九錢	五十三錢五厘弱
山口縣	三圓六十二錢三厘	九錢一厘弱

廣島は山口に對比して幾んと六倍の額となる、特に畑地價の最高地たる大阪府(畑反當平均三十五圓九十二錢三厘)を以て山口に比例する時い其差幾んと十倍の大に至る、噫等しく是れ日本國民なり相與に其財力に應し國の政費を分擔するの務を有す、然るに甲は十にして乙は一なり之を公平と云ふを得べきや。大阪府は畿内豐饒の地なり余輩固より他地方と同位視すべきにあらざるを知る、然れども之を以て山口縣の十倍なるべしとは全く想像の外に出づ、恐らくは讀者も余輩と同感ならん。斯の如く尋常人の想像の外に出でたる比例に由て、徴収せらるゝ所の者は地租なり、即ち日本帝國を永世に維持すべき國庫の大財本たる地租是なり。

若し夫れ地租の分擔比例にして現在法を可認するの人い論外たり、一たび其實際の不公平に驚きたる人い斯かる現狀を以て政費を支持せんと決して國家万全の策にあらざるを知る、今にして尚ほ此不整頓を矯正せずんば曷れの日か之を正さん、而して之を矯正せざる間は此不公平を持續する者なり、此不整頓を傍觀する者なり寧ろ歳入の整理を放擲して顧みざるものなり、豈に是れ憂國の士の爲すに忍ふ所ならんや。

○第四章　同上（其二）

地租改正當時には各地に於て如何に不公平の弊をかりけるかは今日に之を調査するも益あし、其後特別修正等の方針を以て稍や重課地方を輕めたる今日、尙ほ其實際の不均一は見るに忍びざる所なり。前例に示たる廣島山口の二縣――米價收穫共に優りたる地方が却て平均地價の低きを示したる前例の二縣――何故に此の如き道理に反したる結果を現はすやと之を査察すれば、其原因は全く制定地價算出の要素に在り、玆に之を併列して制定地價の公平を失したる一証とせん。

	制定收穫一反平均	制定石代	制定利子
田方 廣島	一石二七八	四圓〇四三	六朱〇〇三
田方 山口	〇、八九五	三、〇〇〇	四、八〇〇
畑方 廣島	〇六一九	四、〇六八	五、九九四
畑方 山口	〇一六七	三、〇〇〇	七、七六〇

凡て此等の三要素收穫、石代、利子）は制定地價の高低を作り出す所のものなり、山口縣の收穫及米價の實際に於て廣島縣より愈るとも劣るとなき形狀なるに、此制定地價の三要素を比較し見よ、如何に其相違の大なるや。先づ收穫に於ては田方に三斗八升三合の減あり畑方に四斗五升二合の差あり、此相違の既に制定地價の大部を減却するに足る、然るに又之に加ふるに石代に於て田畑共に一圓以上の相違を以てす其結果知るべきのみ。獨り利子に於て稍や奇觀なきに非ず田方には却て廣島縣よりも安く見積り又畑方には高くしたること是あり、利子の安きは制定地價を高くす五朱以内の利子は山口一縣のみ、然れども利子の高

きは其地價を低くす七朱以上の利子も亦山口一縣のみ、而て田畑の利子に於て斯の如き大差を爲すもの是亦た全國中に山口一縣あるのみ、故に之れは奇怪の觀とあすべく以て益々制定地價に不完全あるを知るべき也。

更に又反別丈量の一事に至ては一層余輩の感覺を刺激するとあり、他にあらず無稅延反別の件是ありとす。地租改正の當時、概して着手の早き地方は寛大に、其遲きは漸々嚴峻に處置せられたるの傾なきにあらず、去れば耕地丈量の如きも着手の早かりしは寛大にて其甚しきは往昔の檢地帳に基きて反歩を定め新たに測量を爲さゞりし者さへ在りと聞きへたり、其不均一知るべきのみ。而て山口縣外四縣の如きは總丈量に於て現然と此延反別を檢出したりと雖、皆尙ほ其地價を增付せず依然たる地租を負担するに過ぎさるのみ、顧みて他の地方を見よ、民費を拋ち民力を盡くし、丈量爲し畢へて尙ほ且つ該當官の肯はざる所とあり、再丈量、三丈量、之れが爲に如何に苦辛勞困なしつるか、而て其打出したる畝歩は皆是れ國家の政費を負担する所たり。噫彼等の延反別なるものゝ之れ丈地價を付するが適當なる乎、不適當なる乎、抑も又之に付せさるとが彼等の僥倖なる乎、將た國家の不幸なる乎、余輩は云ふ所を知らざるなり。今其延反別の歩合を示さむ、

○山口縣

地目	增反別	元反別	反別比較增歩合
田	一七、〇一〇町一五〇一九五	五七、八二六、一三一八三〇	二割九四
畑	八、〇二〇、三三一五四八	二〇、四八八、七八一〇六五	三、九二
郡村宅地	三、〇五二、三五二三一六	三、七四九、三六二二七二	八、一四
鹽田	七九、〇六〇六〇〇	九八五、八〇一八〇〇	〇、八〇

計	二八、一六一、九〇一六五九	八三、〇五〇、〇九〇九六七	三、三九

○福岡縣之內（筑前豐前筑後の內廿五ヶ村）

田	八、八〇八、二〇〇六五一	六五、〇八四、四三二二四九	一、三五
畑	四、三四一、六三二五一二	一七、二七五、六三〇三八三	二、五一
郡村宅地	九五五、八五〇一七六	四、六二二、七四二八〇〇	二、〇七
市街宅地	二二〇四〇〇	五八、六九〇六五六	〇、〇四
鹽田	七、七九〇五〇〇	一三二、二一一二〇〇	〇、五九
計	一四、一一三、七〇一二三九	八七、一七三、七二一二八八	一、六二

○大分縣之內（豐前）

田	一、四五三、七六〇九〇〇	一〇、〇〇五、五九一九〇〇	二、四五
畑	七五九、九五一五八九	三、七四五、四六〇六六一	二、〇三
郡村宅地	二九二、八八二六〇〇	七九五、九四二〇〇〇	三、六四
鹽田	七、八九〇七〇〇	七八、五四二六〇〇	一、〇〇
計	二、五一四、四九二七八九	一四、六二五、五五一一六一	一、七二

○岐阜縣之內（飛驒）

田	七八九、二七〇二九七	五、七一〇、九九一三〇〇	一、三八
畑	九、六三〇、七五〇九八五	七、六九一、一七〇〇〇〇	一二、五二
郡村宅地	二一七、五三二一〇〇	四九〇、六六二六〇〇	四、四三
鑛泉地	八〇五〇〇	〇	〇
計	一〇、六三七、六四〇八八二	一三、八九二、八三〇九〇〇	七、六五

○岡山縣之內（美作）

田	五、三五二、〇一二五〇〇	一九、七〇二、九七〇三〇〇	二、七一

畑	二、二四八、〇〇二〇〇〇	六、一九四、八一〇八〇〇	三、六二
郡村宅地	六〇〇、一五二五〇〇	一、七八五、九九一九〇〇	三、三六
鑛泉地	五一一〇〇	六一九〇〇	八、〇九
計	八、二〇〇、二三二一〇〇	二七、六八三、八四一九〇〇	二、九六

以上に示したる延反別は總丈量にて打出したるものあり、而して之に地價を付せざりし理由は如何。

山口縣い地租改正條例の頒布以前明治五年十月土地の取調に着手せり、故に其手續方法他府縣と異なり、寶曆十三年の檢地帳を根據として其功を了れり、而て其地價たるや土地の面積に關係せず現生米(即ち舊反別の全部より生じたる收穫)を標準として定めたるが故に此增反別に地價を增課せざりしなり。

福岡大分兩縣內なる豐前國は山口縣に亞ぎ明治七年卽ち地租改正條例頒布前、舊小倉縣に於て全國の檢地に着手し、其反別を以て直ちに改租の反別に當てたりと雖、收穫は舊石盛を以て目安とし或は面積の伸縮に應し斟酌して町村の總額を定めたる故に此增反別に地價を付せず。又筑前國は明治八年に於て前陳豐前國の施行方法に據り彼此の大觀上の標準を以て課稅したり、故に面積の量定に至ては其方法不完備にして憑據するに足らざるを以て此增反別に增價せざる也。

岡山縣美作國は明治七年舊北條縣に於て改租を施行し、舊貢租を目的とし等位を立て、而て其收穫は實力所謂小作米等の比準に依り推定したるを以て、當時反別の丈量を不十分ならしめ多くは舊反別に基き目分量にて算出したる者あり、故に此增反別には地價を付せざ

りしなり。

岐阜縣飛彈國は明治七年舊筑摩縣に於て改租に着手し舊租を目的とし實際每地の丈量を爲さず、主として天保度調製に係る古繪圖を摸寫し凡見込を以て反別を調査せり、故に前陳と同じく增地價を付せずとす。

抑も地價は土地の面積を量り其收穫を調査し利子米價とを以て算出するものなりと雖、前陳地方の如きは殊に施行の細則未だ精密ならざるの際に結了せしものにて、其成績を約言すれば抵ね舊租を標準とし收穫を量り以て地價を査定したり、故に面積の量定に名ありて實なきものなれば其延反別を檢出したりと雖之に地價を增加せざる也。（以上は政府意見の大畧あり）

以上の理由に從がへば其改正の目的、現收穫若くは舊租額に據りたるものは增反別あるも地價を付せざるを至當とすといふに止まる。今此理由の正否を判斷せんとするに於ては、先づ其現收穫は正當あるや否や、其舊租額は動かすべからざる標準あるや否や、又其現收穫は正確にして且つ舊租額は標準とするに足るべきも之に由て他地方との公平を得るや否や、此等の辨論に入て講究を爲さゞるべからず、然ども余輩は議論の區域甚だ廣漠に流るゝを厭ひて姑らく之を省畧す、是非の判斷は讀者が公明ある意思に委すれば足りと信ずる也。

更に又京都府內、山城國一圓、丹波國南北桑田、船井、何鹿、の四郡は改租丈量の當時、一旦正確の反別を調査したるも本府のみ獨り正式の反別を申告するは比隣の權衡を得ずと誤察し加之ならず舊來畦際引の慣行を回想し其反別より二割を減少して地租改正を行ひたりと聞く。

現在の地租法、其實際の分賦は夫れ斯の如し、誰れか此方法を以て國家

の大財本を處理するに適當なりと許す者あらんや。既に其不適當なるを知る、誰れか又其改良を望まざる者あらんや。其改良法は何乎、地價修正、卽是也。

○第五章　偏頗なる租稅の影響を明にす

偏頗なる課稅の影響は國家に如何ある結果を生ずる歟、此質問に逢ふ時は余輩は瞿然として恐れ、靦然として愧づ、其恐るゝは何ぞや、偏頗なる課稅は實に國家の大害を釀せゞあり、其愧づるは何ぞや、斯かる課稅法を今日尙ほ改良すると能はざればなり。此事の如何に國家に大害を生ずるかを論明すれば則ち之を改良するの必要と、之を改良する能はざるの愧つべき理由は明あり。抑も之に由て生すべき國家の大害とは何乎、

社會の上に現はるゝ貧富の懸隔是なり。

余輩は租稅法を以て此事の單純なる原因なりとは說かず、然ども、或る租稅に於て、特に國民一般へ巨額の負擔を爲さしむる租稅に於て、其偏頗なる分賦方法は國民の貧富を隔絕せしむる効力あるを信ずる也。夫れ偏頗なる租稅は一方くとも之を誘引するの傾向あるを信ずる也。少より重く取り他方より輕く收むるものなれば重稅者の富を減ずるとと多く輕稅者の富を增すと多し、更に云へゞ一方を貧に誘ひ他方を富に導くの力となる也。此事一箇人に於ても信然なり、又一地方に於ても信然なり、然らゞ則ち知らず識らず數十百年の間には著しき轉變を來たし遂には地方に於て貧富の位地を爲すや知るべきのみ。

讀者姑らく眼を放て、經濟社會に於ける各國の形狀を視察せよ、世ゝ文明に趣くに從がひ富の集散其宜を失ひ、富は益々富み、貧は益々貧する、何故なるや、蓋し其原因は種々雜多なるべく所有權の確實は富を進

むるの先鋒とあり、世計の高度は經費を增すの本營となる、衛生進みて人口殖ゑ、機關行はれて賃銀降る、其他此の如き百般の關係ハ自然と貧富隔絶の度を大にしたるに非ずや、是れ今日各國の現狀なり。余は此小冊子に於て經濟社會の大問題を解釋するの餘地を存せず、只だ讀者に向て望む所は「世の文明に進むに從ひ之に伴ひ來るべき弊害は貧富の隔絶是なり」との一事に注意せられんと是のみ。若し夫れ或る一派の論者の如く社會に貧富の大差を生ずるも之を箇人主義の結果なりと認めて怪しまず、若くは之を以て優勝劣敗の所歸として放任するが如きは、其言固より妄誕あり、余等ハ國家の爲に之を取らざる也。苟くも眼を社會の大勢に注ぎ國家の福利を謀らんとする者は、須らく意を用て將さに來らんとするの禍害を防止せざるべからず、卽ち貧富の隔絶する弊害を豫防する是あり。去れば輓今經濟社會の一問題として「如何に貧民社會の增加を防止すべき乎」との疑問は實に各國の學者をして其腦髓を病ましむる所のものなり、或は國家の權力を藉るか、又ハ社會の德義に據るか、其孰れあるを問はず、之れが方法を得んが爲に汲々たるは眞に現時の狀況にあらずや。

世界の現狀は夫れ斯の如し、然るに我國の地租法は何爲る者ぞ、此大勢に逆つて貧富の隔絶を誘致せんとするものあり。左なきだに文明の進歩に伴ふ弊害として貧富は隔絶し易きとなるに、之に加て國民の財囊に大關係ある地租分賦法の偏頗を以てす、其速度果して如何、圓丸を千仞の谷に轉ばし、車輪を峻坂に奔らす、其勢知るべき也。

現在の地租法が或る地方に於て如何に多くの財力を減却せしめつゝあるかは緻密なる調査を遂げざれば云ふを得ず、然れども既往の實証に基きて其概畧を擧げ示さんと思ふ。去明治廿二年政府は田畑特別地

價修正を行ひたり、其全額は地租三百廿万圓にして各地方數等の差異あり、而て此修正輕減に關からざりしもの二縣、即ち宮城と山口是なり、又減額の最多ありしは大阪府にて金廿一万三千餘圓ありき。今此不減額の地方と最多減の地方とを相並らべ、政府の意見は宮城山口の農民に不仁を行ひ大阪の農民に大仁を施したるものかと推考するに決して然らず、双者地租負擔の輕重を比較し、輕きを其儘に存し重きを減じたるなり、更に云へば從來年々比較的に重課せられつゝありし租額を輕減したるなり。然らば則ち是に於て乎大阪府農民が改租以來廿二年まで比較的重課の金員は何程なるやを算定し得べし、乃ち改租以來凡十五年間此總計金三百廿万圓となる、是れ此一府民が宮城山口の農民に比して餘計に納税したる金額なり、取も直さず彼等は此れ程多く貧乏を爲したる道理となるなり。地租偏重偏輕の害恐るべき實証は、正に斯の如し、皆是れ地方の經濟を乱たり貧富を隔絶せしむるの誘因とならざるはなき也。

廿二年の修正は既に行はれたり、此一回の修正は能く偏重偏輕の害を除きたるか、否々此特別修正を行ひたる後、即ち現今の比例は尚ほ左の如きを見る。

	大阪府	山口縣	宮城縣
田一反當地價	六五四一三五	二五、九二六	二二、三〇〇
畑同	三五、九二三	三、六二三	八、八九四

然るが故に大阪府に取て尚ほ詳細に吟味したらんには、彼の三百廿万圓の外、其餘幾千の餘計金額を負擔しつゝ在る歟を測り知るべからざる也。以上は專ら大阪府の實証を擧げたれども此一例は以て他地方の

關係を示すに足る、偏頗ある課稅の結果は此の如く重稅地方の財力を盡し年々歲々窮路に誘致しつゝ在るなり。夫れ斯かる課稅法は國家の爲に憂ふべきことに非ずや、之を改良して其禍害を未然に防ぐは事務を知る者の當に勉むべき所にあらずや、事理既に斯の如く世に明にして尙ほ且つ其害を防ぐ能はざらん歟、是れ有爲者の愧づべきことに非ずや。故に余等ハ云ふ、偏頗なる課稅の結果如何を思ふ毎に、瞿然として恐れ覥然として愧づゝ、地價修正論決して地方問題にあらざるなり。

○第六章　民力休養に付て其必要を示す

民力休養の趣旨に由り減租を主張し地價修正よりも平等輕減を專一とする論者あり、是れ最も事理に適はざるの議論とす、蓋し論者以爲らく、

地價の修正は各地の輕減に等差を生し且つ減租の惠に賴らざる地方もあるべし、是れ民力休養の趣旨に適せず、由て宜しく一般の平等輕減を取るべき也と。

此の如き論者ハ「民力休養」の語を以て宛も父母が其子女にみやげ物を分配する如き意義に解する莫らんや、此語は決して國會開設の土產として成立せしにあらず、眞に人民が重稅に苦み窮乏に陷るの困難あるが故に此語の必要を生じたるなり。是に於て平知るべし、民力休養の語は重稅困難といへる事實に據て生じ來りしことを、之を他方より云へば輕稅不困難の部分には民力休養を必要とする理由あきことを、更に辨すれば重稅困難の度益々强きに從て必要の度益々强く困難の度稍や輕きに從て必要の度も亦た稍や輕き理由なることを。道理の示す所斯の如し。然らば則ち民力休養の應用に付てハ此等の差別を辨知せざるべからず。我國現在の地租なるものは全國平等に同重稅同困難なる歟、或ハ

一部分には偏重にして他部分には偏輕にあらざる歟、平等の重稅困難には平等の民力休養を施すべし、又た偏重偏輕の差等ある時には其民力休養にも差等あるべし、是れ當然たり。然るに地價修正は各地の輕減に等差ある故に民力休養の趣旨に背くと云ふ、此論者は事理の何たるを解せざるの徒なり。

世には漠然たる言を吐く論者あり曰く「地租は全般に重し故に之を他の租稅に比して平等の輕減を必要とす」と。而て其材料とする所に云ふ「內國稅總額六千四百餘万圓、此內地租は三千八百餘万圓を占む、即ち總稅額十分の六に當る是れ地租全体の重稅たるに非ずや。又此地租金額を以て全國總人員に當れば一人に付き凡そ一圓となる、是亦地租全体の重稅を示すに非ずや」と。議論抵ね此の如し、余輩は其言の甚だ漠然たるに驚かすんばあらず。抑も論者が租稅の總額に比して地租重しといふは、徒らに三千八百餘萬圓の全体のみに眼を注ぎ、而て未だ農民實際の負擔如何を見ざるものあり。知らずや論者、地租全額の大を成したるは決して農民一般に重課せられたるの結果にあらず、所謂重稅地方に多くの負擔を爲したる故、遂に此大額を爲したるとを。試に論者が引証する所の人口比例に由て之を示さん。全國總人口地租全額を分頭すれば一人に付き金一圓に當る、是れすら既に彼れ論者が重稅の一証とする所ならずや、然るに之れが實際の負擔を見よ。

府縣名	人口	地租納額	人口一人に付
大阪府	百廿一万千人	百四十七万四千圓	一圓廿一錢七厘
山口縣	九十三万六千人	五十九万三千圓	六十三錢三厘

此の如き實際の負擔を見る時は、地租總額の大あるを以て直ちに全体

農民に重税ありと云ふ理あきあり。論者或ハ曰はん「元來我國の地租は全体に重し、其輕きものと雖尚ほ之れを他に比して重税なるを免がれず」と、其言の漠然たる茲に至て極る。抑も論者ハ何に由て此比例を取りたるか、我國地租の内に於ても山口縣畑租の如きハ隨分に低きものなり、畑一反歩の正租僅に金九錢に過ぎず、而て該縣に於ける麥作の平年收穫は一反歩に付き八斗九升三合に當れり。然るに平等輕減論は此僅々たる九錢の内尚を幾分の減租を爲すの説なり、是れ何税に比して其重税を認むるものありや。畑一反歩に對する税金九錢、余等は既に其甚だ輕きを認む、民力休養の語は此の如き薄税までも輕減するの必要を示さずと思ふ。

前項既に明にせり、民力休養の語ハ重税困難の事實に據て生ずるとを。故に余輩は此語の應用に付き、重税の等差に從ひて事を處するの適理なるを信せり。然るに平等輕減論者は此語に由て、輕税重税の別を設けず皆一率に減税すべしと説く、噫此れ何等の妄用ぞ。余輩ハ重税困難の事實に基て民力休養の策を立てんとす、故に輕税の部分には減租の必要を感せざるなり。又重税困難の程度に從て民力休養の實を擧げんとす、故に淺深輕重の別を量らずして一率平等に低減するの説を是認せざるなり。

大阪府にては畑一反歩の地租九十錢
山口縣にては同　僅に九錢

双々駢記し來つて一率の觀を爲す人、與に民間稼穡の艱を語るに足らざる也。余輩ハ眞正なる民力休養の必要に由り益々地價修正法の適切有効なるとを確認す。

我國現在の地租法には不均一の弊害あり、其偏重と偏輕には著大の差異を存在す、是れ前論に於て証明する所なり。此一、大、非、点は、十分に現法の改正を促がすに足るの理由となる、何故乎、是れ即ち租税賦課の原則に違ひ文明の制度と相容れざるものなればあり。余輩は姑らく其耳を塞ぎ其眼を閉ち、民力休養の談も聞かざるべし、國家將來の禍害をも見ざるべし、然るも只此一事即ち地租の賦課に不均一の弊ありとの一点は、實に是れ道理に基き一日も忽諸に付すべからざる事件たり。

夫れ租税の原則たるや及ぶべき丈け公平に國民の財力に應じて分賦すべき也、是れ古來先哲の唱へし所、世人皆既に之を知れり。然ば則ち我國の地租と雖、此原則に悖らざるべく、及ぶべきだけ公平に地所其者の収益に基きて徴収せざるべからず、是れ文明の制度當に然るべき所なり。然るに一方に於て地租に不公平の分賦あるを認めながら、他方に於て

其改良の道を謀らざるあらば之を何とか云はん、此の如くにして尚ほ能く租税賦課の原則を推奉したりと云ふを得べき歟、此の如くにして尚ほ能く文明の制度に則とるものと云ふを得べき歟、正に是れ專制の餘習、未開の陋態を因襲するものなり。彼の專制の世に在ては賦税の則甚正しからず權者の私意に由て之を定めたり、然るも國人は之を改良するの道を得ざりしあり、又未開の時に於ては徴租の本全く立たず、或る種族は特權として無税たり、無税と有税とは不公平の大なる者なり。然るも國人は其不公平を唱ふる道を得ざりしなり。此等の餘習、此等の陋態、皆此れ今日文明國人の取らざる所、文明制度の許さゞる所あり。然るに我國民は其不公平の弊あるを知りながら尚ほ之を改良する能はずとせば如何、是れ專制の餘習、未開の陋態を因襲する者にあらずや、余輩は決して此の如き位地に安着するを得ざる也。

夫れ租税は國の大事、人民休戚の繫る所あり、賦に厚薄の弊なく民に勞逸の偏なからしむべし」とゝ是れ改租の聖諭に示し玉ふ所、實に我國地租の大本にあらずや。是を以て我政府は宜く此大本に基きて其方針を定めざるべからず、我國民は須らく此大本を奉じて其完備に勉めざるべからず、然るに現在尙ほ地租分賦の不公平を存在せしめながら之を放置せんとするは何の意ぞや。世界普通の道理ある租税の原則に背くと、斯の如く、我國地租の大本を乱だると斯の如し此税法にして改良せらるゝなくんば世に道理の光を見るの時期なし、此等の因襲を打破し此等弊害を洗除するとは余輩國民の當務にあらずや。課税不均一の一事既に此の如く現法を改正するの値あり特に況んや民力休養の点も亦た此厚税の民に重を置き、又國家將來の大害も亦た此部分に其萌芽を有するに於てをや。然らば則ち現在將來の二途に於て、國家の利福を謀り、財政の整理を爲さんと希望するの人士、決して此問題を冷淡に付すと能はざる也。是れ毫末も地方的私心を含みて然るにあらず、國家重要の問題たる故を以てなり、苟くも正理を尊み公道を重んずるの人ゝ其斷按を下だすと正に斯の如くならざるべからず。

余輩の着眼專ら此点に在り、是に於て乎讀者は明了に知悉するならん、地價修正論の性質は地方の利害を本とするにあらずして、眞に國家の利害に基くものあるとを又會得するあらん、其減額を爲す地方は特に僥倖を與ふるにあらずして、只從來受けたる不幸の幾部を恢復せしむるに在るとを。而て又是れ民力休養の實に適ひ、國家將來の禍害を杜遏し、且つ租税の原則に副ひ地租の大本に合するとを領解するあらん。若し夫れ或る租税にして其賦課の偏頗なる爲め、幾部の人民に重税の苦難を與ふるあらんか、國家たる者は道理に基きて其不幸を恢復せしむ

る義務あるなり。然る故に此地價の修正に於て、地方の受る所に減税の等差あるとも、之を以て地方問題と唱ふべからず、其性質は現然として國家の問題たるとを示せるなり。

世人若し本問題を賛否するの人物を見、某地方の人は多く賛成し某地方の人は多く反對す、故に之を地方問題とすべしと思ふ者あらば是れ誤謬の甚きあり。事實に於て或は時に賛否を地方に判つとあるべしと雖、此の如きは是れ本問題が地方的性質を有する故に非ず、其人々が地方的なるが故なり。本問題は何者が論じても其性質は既に述べたる如く純粋なる國家的あり。然るに地方を判つて之を賛否する者あらば是れ其人の地方的精神なるなり、本問題に於て毫も關係する所なき也。縱令ひ浮雲の據るあるも明月は明月なり其光に於て何かあらん、良し賛否する人の内に地方心を以てする者ありとも、本問題の性質に於て何かあらんや、故に余輩は確言す地價修正論は純粋に國家的問題なりと」夫れ既に本問題の性質は國家的なると明かなるに於ては之が賛否を地方の利害に據るべからず、專ら國家の利害に基て其斷案を下だすべきなり。然る時にハ其賛成と反對ハ決して地方に由て判つ道理なし、各自其腦髓に訴ハ不羈不絆の意見に問ひ是認する所を定むべきなり。然るに現時の事情を察するに往々にして地方の利害を先きにし、之に由て本問題の賛否を判つ者なきにあらず、是れ地價修正論の眞性質、眞價値を誤認する者なり、宛も楚人が玉石を混同して其眞を識別せざるに等し。人あり其地方問題にあらずして國家問題あるとを誨ゆるも尚ほ之を悟らざる者は、卞和の言を虚偽となし、之を罪して其足を刖りし楚王の愚を倣ふ人なり。此等皆明達の士の憫笑を免がれず。若し夫れ之を國家問題とする時には自家の不便宜なるに由り故らに地方問題たら

しめんとする者に至ては、愚にあらずして奸なり、天下正義の人皆之を叱咤譴責せん。

○第二編　反對諸說の講究

○第一章　歲月の經過は地租を公平にす

改租當時の制定地價には不公平あるを認知すと雖、此不公平は數年月を經過するに從ひ自然と公平に歸するものなりとの說あり。此說は地所轉賣を以て眼目とし市價の變動を主として論ずるに在り、曰く

凡そ經濟の原理として利益多き所にハ資本の注入すること多く、之れが爲に其利益を少くして全般の平均に歸せしむるものあり。故に租稅重き地所は利益少きを以て資本之を去り賣買代價(即ち市價)廉くあり、之に反し租稅輕き地所は市價貴くあるべし。然らば則ち改租の當時に不平均なりし地價法も數年月を經過したる今日に於ては、地所の轉賣數回にして其利益の多少ハ資本の額と平準し、全般普通の利益に平均したるべけれは今更不公平を唱ふるの理なし。土地ハ猶ほ或る職業の如く又物品の如し、一職業一物品にして利益の多きあらんか、資本は直ちに之に傾流して市價を昇し而て其利益を平均す、資本は何方よりも利益を追て入り來り、職業物品は何方へも遷移すべし、是れ經濟の通理に非ずや。若し夫れ山口縣の地價にして低く其利益多しとすれば天下の資本は之に注入すべき理あり、即ち其土地の市價を高くするの理あり、其市價既に高しとすれば利益多きは當然なり、然るに山口縣の地價低しと云ひて之を修正する時には却て新たに不公平を生ずるにあらずや、是れ地價修正を非とする所以也。

此說は經濟の學理に基きて構成したる故、世人往々之に耳を傾くる者あり、然れとも余は謹みて讀者に告く、此議論には大破綻あるとを。希く

は公明正大の意思を以て余輩の講究する所を讀了し、其是非の在る所を判知せられんとを望む。

彼れ論者ハ「資本の注入は以て其利益を平均す」といふ單簡なる一事理を以て此不公平の現著ある地價法の繼續維持を勉めたれとも、社會の事實は之れと伴はざるを奈何せんや。看よ、收穫同くして租稅輕き農民は安樂の度多く、之に反し其重稅を拂ふの農民は永く苦艱に因むとを。爾かく論者の所說と此事實と伴はざるは何ぞや、他にあらず、論者は單純に經濟學中の資本と利益との關係のみを以て此復雜重大なる問題を論斷せんと試みしが故なり、更に云へば考究の進路を誤まり推理の方法其宜を失したるが故也。余輩は數項に分つて其誤謬過失の在る所を明にせん。

(其一)經濟の通理として利益多き所に資本流入し遂に其利益を平均して已むとは余輩之を知る、然ども此一事理を以て本問題を論斷せんとするは誤まれり。先づ此理法を以て論斷の根本と爲さんとする時には抑も地所其者の性質を明かにせざるべからず、理ハ元と一あり然ども之を應用するの場合には各種の差異あるを免がれざる也。古來經濟の理法のみに依據して事を論じ其實際の事情を見落したるハ英國學派の失点たりき、去れば斯かる學理を以て論斷の根本と爲す時には須らく注意して其實狀を尋究せざるべからざる也。夫れ資本流入して利益平均する理は余之を知る、然ども其物質に由り此理法の容易に行はるゝ者と否らざる者との別あるとを知らざるべからず、而て土地其者の性質は何れの部分に屬するや、是れ研究を要すべき論点なり。然るに論者は土地を以て此理法の容易に行ハるべき物質と認め、職業若くは物品と同一視し、改租以來地所の轉賣は其効用を達し既に土地の利益を

平均し了れりと論斷せり、是れ蔽ふべからざるの誤謬にあらずや。知らずや論者、土地は之に反し利益平均法の行はるゝと容易あらざる物質中、殊に此理法の遲々として頗ぶる困難の性質を有するものなるを。其因難なる理由は何ぞや、

(甲) 農者土地を愛する情念　農者が土地を愛惜する情念は決して商者が其物品に於ける、工者が其職業に於けるの類にあらず、商者の物品は利益に由て容易に轉移すれども、工者の職業は之に次て稍や難く、農者の土地に至てゝ最も難し。

(乙) 遷移すべからざる物体　物品は顧客を求めて何処へも移るべく、職業は利益を追て那邊へも遷るを得べし、特り土地は他所へ移すべからず、是れ利益平均法の容易ならざる所以也。論者は云ふ山口縣の土地果して利益多からば天下の資本茲に集る理ありと、卓上の議論ゝ即ち然り、然れども此事實際に行はるゝと難し、是れ土地の不動産なるが故也。

(丙) 變轉し易からざる業務の附隨　農工商三者の業務ゝ何れも多少の熟練と專務の知識とを要する故に他業へ轉ずるは容易にあらずと雖、農者ほど他へ轉業するの難きゝあらざるべし、概して云へば農者は利益を覺るの機敏ゝ商者に及ばず、專職を他へ轉ずるの便宜は工者に及ばず、利益減じ困窮迫るも容易に其業を轉ずるを得ず。

以上の諸事情は土地に屬する特別の者ある故、之を以て職業若くは物品と同一視すべきに非ず、則ち土地の轉賣ゝ甚だ容易ならず從て利益平均法の頗ぶる行はれ難きを知るに足るべし。然るに論者は單純なる一事理を以て漫に論斷を下だし、改租以來の轉賣は地價の不公平を療醫し今日に於て其平均を得たりと唱道するに至ては無稽の極たり、其

論結が社會の實際と齟齬するゝ當然なりと云はざるべからず。

（其二）土地問題は論者の如く利益平均即ち土地轉賣の一事を以て論斷すべきに非ず、更に又他の点ある農者の勞力と其生産の關係よりも考察を要すべき也。

夫れ農民ゝ商者と異なり、商者は專ら其投入したる資本に應じたる利益あれゞ足るの職業なるに由り、其關係ゝ單に資本と利益の二者に限れり、斯かる場合には利益平均の一事理も稍や論據とするの價値あきに非ず、然とも農者に至てゝ決して之を資本と利益の關係のみを以て論斷すべきにあらず、須らく其勞力と生産の關係よりも考察を下すべきなり。夫れ資本家の資金の如きは運轉活用の道廣き故に之を使用するに限度なし、是を以て利益を得ると少き物品ある時は其員數の取扱を增加して相當の利益額を求むるの道ある也、例へは五朱利附公債証書一万圓を買ひ得べき資金に由り二朱五厘利附証書あらば二万圓を求め得べきの類是なり。然るに勞力と生産の關係に於ては斯の如き擴張力を有するとなし、即ち農者の勞力を用ゆるに限度あり身体の筋力以外に使用するを得ず、又土地の生産力にも限度あり如何に多くの勞力を加へたりとて其勞力の割合に生産を增加する者にあらず、是れ地方に限度ある故なり。然は則ち土地に於ける勞力と生産の比例ゝ粗ぼ一定の限度あるものにて此限度以外の運用を得さると明了たり、例へは一戸の農家にて終極の勞力を用ひ土地一町歩を耕し收穫米五十俵ありとせよ、此時に於て其土地の租税高けれはとて一戸の勞力を增加して二町歩以上を耕すを得ず、又其收穫を增加して五十俵以上たらしむるを得ざる也。是れ勞力と生産の關係は資本と利益の關係と異なる所にて其運用の道に大差あるに由るなり。故に資本家に於ては或る物

品若は其事業の利益少きとも深く懸念する所に非ず、其運用の擴張力に由て平準の利益を求め得べしと雖、農家の勞力に對する土地の收穫は然らず、筋力生産共に限度あるを以て租税を課せらるゝと重ければ重きほど、即ち其利益の少ければ少きほど、勞力の報酬額を減ずるの結果となる也。而て此の報酬の少き勞力に依賴して辛らく生計の道を謀るものは是れ重税地方農民の現狀にあらずや、地租問題に於ける勞力と生産の關係は決して輕々に看過すべきとにあらず。然るに彼れ論者は此問題を論斷するに單に土地轉賣、利益平均の一理法を以てせんとす、是れ偏理經濟派の過失を襲ぐ者にあらざる歟。噫甲乙二地の勞力者、同一の勤勞を爲し、同一の收穫を得、而て一ハ少額の租税を拂らひ他は多額の租税を拂ふ、是れ所謂納租の不平等にして世人が地租の偏重偏輕を喧囂する所以也、斯の如くにして年々歳々已む時あくんば甲乙二地の幸否果して如何ぞや。今にして此弊害を矯正せんと欲すれば須らく其禍源たる賦税の法を修正すべし、決して彼れが所謂地所轉賣利益平均法の能く療醫する所にあらざるなり、然るに彼れは此一理法に由て論決する所あらんとす、彼れは資本と利益の關係のみを知て勞力と生産の關係を知らざるの論者なり。

（其三）良し論者に數歩を讓り其説の如く地所轉賣ハ地租の不平等を療醫するの唯一法ありと仮定するも、論者が現今の地租を以て既に利益平均の効用を完成したる者ありとするに至ては、殊に甚しき偏見たるを免がれず。余輩も亦た經濟の道理に基き資本の流入は利益の厚薄を平均に導くの力あるを知る。故に此力は地所轉賣の上に行はれずとは云はず、寧ろ其効力は地所の上にも行はれつゝあるを認むる也。然ども土地は前項に述へたる如く此力の容易に行はれ難き性質ある故に

改租以來僅々十數年間、其効力の實行せられたるは正に九牛の一毛だも及ばざりしと思惟せり。若し夫れ此方便に由て天下各地の地價に利益平均理法の亘るを俟ち、之を以て偏重偏輕の不平等を療醫せんと期する時には其完成は幾百年の後なるや、殆んど測り知るを得ざらんとす。而て論者か唯一無二の妙法と頼む所の利益平均法は其結果として社會に現はるゝ所は如何あるものと想像せらるゝや、他形にあらず、

重稅地方農民の財力を吸入して餘贏なからしめ、土地の實價は益々下落し、小農は產を破り業を廢して其數を減少するの悲境に達す。

是の如きのみ、何を以て之を知る、經濟の理法之を導き生存競爭の結果遂に茲に至るべければ也。

試みに同一の地味ある二箇の土地を、畫し、同數の農民、同額の資本ありと仮定し、而て甲よりは重稅を徵し乙よりは輕稅を取り、數百年を經過して、後社會の大法に由て運動したる經濟の理法如何を查察し見よ、其結果は必ず余が豫想する所の外に出でざるを知らん。

先づ納租の輕重は兩者の間に自然と貧富の差を生じ、利益の平均は地所の實價に高低を生ず、而て事物競爭の進路は富强者割合よりも早く勝ち、貧弱者は割合よりも早く倒るゝ者なり、去れば甲民の貧は倍々其土地を下直にし乙民の富は容易に之を併せ得るなり。

是れ租稅不均一此結果にして遂に茲に至らざれば已まず、幸にも土地の性質は利益平均を感ずるに鈍なる故其効果は遲々たり、是を以て眼容易に之を見るを得べからずと雖、經濟理法は絶へず此方針に向て進つゝあるは明瞭なり、豈に寒心すべきとにあらずや。然るに論者は得意として此理法に由て利益平均を希望する者の如く毫も其禍源たる租稅の偏重偏輕を矯正するの道を講せざるは何ぞや、余輩は其意を解す

るに困む。

之を要するに仮に論者の説に從ひ地所轉賣利益平均は地租の不平均を矯むる効力ありとするも、現時は決して其効用を完成したるの時にあらずして、今尚ほ其進路に趣きつゝ在るの時あり、故に論者は此点に於て其時期を見るに誤まれり。而て其所謂利益平均の結果は決して喜ふべきものにあらず、重税地方の農民をして貧困の地に立たしむるものなり。然るに之を顧る所なし、論者は此点に於て其結果を知るに誤まれり、況んや地租問題は單純る利益平均理法卽ち資本と利益との關係のみを以て論斷すべからざるものなるをや、論者ハ此点に於て勞力と生産の關係を忘失し其推理の道を誤まれり。是に於て乎、論者の所謂「土地轉賣は利益を平均するが故に現今の地租には不平均あるとあし」との言論、根底より擧けて狂妄、毫も適理の議論として見るに足らざる也。

第二章　完全なる公平は得難し

完全の公平といへる語を根據として地價修正に反對する説あり、其論に曰く、

租税の賦課を公平にすべしとは古來學者の唱ふる所なれ共此事、實際に行はれ難し、故に租税の公平を求むるは到底爲し得べからざるの希望なり、地租の如きも亦然り、其公平は到底望むべきにあらざる也。若し夫れ地價修正法案にして果して其公平を求め得べくんば之を行ふも可なりと雖、到底完全なる公平を得べからざる故に之を非とす。

此議論も亦た一種の詭辯、巧に現在の地價を辨護するものなり、一見の上幾分の道理ある如くに見ゆ、然ども此議論には希望と現狀の差別、及び事物の程度には階級あるとを忘れたるの過失あり。今ま論者の言を

すれば左の意味とある、

元來租稅は公平を得べきに非ざる故に、現今の地價は不公平あるも其儘にて可あり。

此議論の正否果して如何、余輩は細密に之を吟味せんとを要す、其條項を分つて二とす。

（第一）希望と現狀の差別　論者い租稅を公平あらしむべしとの理論を非難するとなしと雖、實際に於て其行はれ難きを認め、遂に租稅い公平あらざるも可なりと云ふに至れるなり、是れ希望と現狀の差別を混同するものとす。天下百般の事物抵ね其終極の希望点を有せざるなし、然ども世事の不如意ある多くは其終極の目的に達する能はず、希望の一半だも遂け得ざるは社會の事實に現はるゝ所たり。而て世人は此事實上に得たる不十分なる現狀には滿足せず勉て其希望点に達せんと力を盡すなり。其不十分なる現狀に依據し終極の希望を放擲する者はあらざる也。然るに論者は殆んど此希望点と現狀との差別を誤まり、租稅の公平を得がたきを以て遂に租稅は公平ならざるも可ありとするに至れり、是れ大ある僻見なりと云はざるべからず。例へば教育は兒童の知識發達を目的とするものあれども、世上には十分其目的を達する者少きの事實に依り、遂に教育は知識發達に効用少しと斷論するに均し、豈に可ならんや。

古來經濟學者は租稅の賦課に公平を得難きとを說けり、然ども是れ其希望点を放擲して顧みずとの意にあらず。世事の複雜なる、課稅の困難なる、事實の上に現はる所は希望に違ふとあるを嘆し、益々注意精勵して租稅の公平を得せしめんとを述べたる也。事實の上に生ずる障碍を排斥して希望の終極に到らんと勉むる也、論者の所論と其趣を異にせ

り。

論者或は辨護せん「我々決して租税公平の目的を放擲するにあらず、等しく之を希望すと雖到底地價修正法は此目的を達する能はざるに由り姑らく之を非とする也、若し他日此目的を達するの良方案を得ば喜び勇みて同意すべし」と。論者の意果して茲に在らんか、余等は其所謂公平なるものに付て程度の楷級あるとを説き、遠近の距離を知るは此希望を達するに必需なる理を論明せん、請ふ次項を讀め。

（第二）程度の楷級　論者の希望する公平あるものは十分完全なる公平の度を指すにあらば是れ到底實際に於て望み得べきとにあらず、左にあらずして其完全の公平を目的とし之を希望すと雖、若し夫れ之に達する能はずんば成るべく公平に近き者を取るとの意ならしめば是れ實行に難きとあらず、余輩が望む所は此点に外あらずとす。

抑も公平と不公平とは極点の反對なり、而て此兩点の中間には楷級の等差あるべし、即ち未だ公平点に達せざる不公平点の中に於ても大中小幾等の差違あるあり。未だ眞正の公平に達せざるも稍や之れに近きものは小不公平にして彼の最も公平点に遠ざかる大不公平と比較し頗ぶる愈る所あるもの也、此等大小楷級の度合、遠近距離の差別を知るは尤も必要の事なりとす。其理由は眞正完全の公平を目的とすれども未だ之を得ざる時期に在ては、到底比較上大不公平を捨てゝ小不公平を取り公平に最も近き者を以て其最も遠き者と代ふるの外に道なければなり。

地價修正の議論は何の爲に起れる、現在の地租に偏重偏輕の大不公平ありて租税賦課の原理に悖れるのみあらず後來の影響は國民の大害を釀ち出さんとするの恐あり、是を以て須らく其不公平を矯めて公平

ならしむべしとの意思集合して茲に此議論を發生せしなり。然ば則ち此修正法は良しや眞正完全の公平を得ざるにもせよ、之を現時の地租法に比較して公平に近づくと幾等の多きあるは明瞭たる所たり。故に論者若し其胸臆を濶大にし、不公平中の大を捨てゝ小を取るは是れ眞正の公平に近づく道ありとの意思を容るゝに至らば、地價修正法決して排斥すべきに非ざるを悟らん、然るに尙ほ其反對を主張して

租稅の完全ある公平を得るは目的とする所なれども現時之を達するの道なきに由り、大不公平なる現在の地租法を持續して小不公平なる地價修正法は取らず

と云はゝ是れ殆んど道理を爲さゝるの言語なり、小兒の戲語に於て余輩屢々之に類する語を聞けり、苟くも大人の議論としては未だし。

彼れ論者は租稅の賦課に公平を得難しといふ語を以て眼目とし、地價修正も公平を得ざるものなれば寧ろ現地租法を持續すべしと說き、二者の大小輕重を辨拆せず、曖昧糢糊の間に現法の辨護を試む、是れ一種の詭辨たる所以なり、然ども潛思して希望と現狀の差別を知り、程度に階級あるを悟る時は、其議論毫も取るに足るの價値あき也。

○第三章　民心を動搖し農業の進步を障碍す

論者あり其言に曰く

地價修正法の結果たるや國民中に幸否の二部類を生ずべし、然る時は其否部の民心は不滿を抱きて動搖すべし、或は騷擾を起すべし。又土地の改良進步は民に餘裕ありて後起るものなれば、否部農民は此修正法に由て其妨害を受くるや必せり。

地價修正は地租の公平を目的とする者なれば其實行の結果たるや、從前偏重と偏輕の等差ありし地方を同一視するを得ず、必ずや其功德の

及ぶ所に大小多少の差なからざるを得ざる也。而て多く功德を受くる所は從前重稅の地に在り、少く功德ある所は以前輕稅の地たるや知るべし。論者の所謂民心動搖とは日本全國の民心を意味するにあらず、僅々たる部分卽ち地價修正の功德を受ること少き地方の農民が該方案を喜ばざる心情を表出したるに過ぎざるなり。然ども能く地價修正の趣旨を解する時ハ決して動搖若くは騷擾の起るとなき理由あるを悟らん、原來地價修正の議論は專ら賦稅の公平を本と爲すと雖、其根源は地租總額の輕減に在り、則ち地租を輕減するに付き、其減少方法として偏重偏輕を療醫する所の地價修正法を取用すべしと云ふに在り。地租を增額しても修正を爲すべしとの本意にあらざるなり。故に此本意を体認して地價を修正する時には其輕減の差に於て多少の相違を生ずれ共現在の納租を加重するとあかるべし、若し該法實施の結果此点に達する時は民間に一揆騷擾の起る道理なし。凡そ民心の激昂するは苦難の苛重を蒙むる時に起るものなれども、減租の額が稍や少しとて之に由て竹槍席旗の發するものに非らず、況んや其減少せらるゝと理に適ひ從來拂ひたる厚薄輕重の步合に基きて其等差を付したるものあるをや。然るに此等の正理を蔑みし國家の福利を念はず、只管自家の慾情に制せられて騷擾する者あれば是れ亂民なり、暴人なり、余輩は斯かる徒の爲に本問題の價値を輕重するに足らざるを知る也。

某論者は地價修正論に於て租額輕減を說くを非難せり其言に曰く「修正は失宜点を修め正すを云ひ輕減は重を減じて輕きに至らしむるを云ふ兩者既ゝ別問題たり、故に公平を謀るを名として負擔を輕減せんと謀るは趣旨正しからず云々」と余輩は筆の序を以て聊か其妄を辨せざるべからず。抑も修正と輕減とは固より別問題たり、故に單純に「修正」

の語を解釋する時には其意義の内に減少も含み又増加をも含むなり、何なれば減少して修正するともあるべく又増加して修正するともあるべければ也。而て又「輕減」といふ語に付ても單純に之を解釋する時には其意の内、平等(税率均減)も含み又「差等(地價修正)をも含むを見る、何なれば平等の輕減もあるべく、差等の輕減もあるべければ也。然ば則ち修正と輕減とは固より別問題たりと雖、之を併論し得べき場合と併論し得べからざる場合とある也、先づ其併論すべからざる場合とは修正に増加の意を含む時は輕減と併論するを得ず又輕減に平等の義を有する時は、修正と併論するを得ざるを云ふ。然ども其他の場合卽ち修正に減少の意を含み、輕減に差等の義を有する時には二者を併論して可ある也、更に論者の言を借て云へば重きを減じて輕きに至らしめつゝ其失宜点を修め正すの場合に於ては修正と輕減を併論して毫も不正の事あきあり。然るに論者は猥りに言を設け「公平を名として輕減を謀るは其趣旨正からず」と漠然たる非難を提起し以て自ら得たりと爲す、余輩は其何の意たるやを知らざる也。

更に又地價修正の實行は農業の進歩を障碍すと云へり、其意以爲らく該法は一部人民に益を與ふると少き故、此農民には餘裕乏しく以て農業の進歩を遲々たらしむべしと。是れ論者の意想に地租の偏重偏輕あるを忘れ、只管或る一部(輕税地方)の利益のみを念として生じたる議論ならざるべからず。抑も今回の地價修正に由て減租額の輕少なる地方は何に基きて然る乎を考察せよ、他にあらず從來の地租に偏輕の僥倖ありし故其回報として受くる所少き也。是れ當然の事たり、然るに論者は其減額の僅に少き故を以て後來農業の進歩を妨ぐべしと説く、余輩敢て請ふ、此等の論者其眼睛を一轉して、從來偏重租税を負擔せし地方

の困難事情に注目せんとを。改租以還十有餘歳、偏輕の僥倖を得たる地方に於ては其餘財を積み年々増殖を謀るの道あれども、偏重の不幸を受けたる地方は之に反し年を追ひて財力減ぜ地價下落し、窮困正に身に迫らんとするの形狀あり。故に今回の地價修正は良しや多くの減額を爲すにせよ、是れ辛らく窮乏界を免がれて漸やく平行点に達したるに過ぎず、舊傷未だ癒へずして、鼓勇の氣力あし。然るに彼の輕税地方は其輕減少しと雖、是亦平行点に向て進みたるに外ならず之に由て平行点以下の重税を負ふの理にあらず、況してや數年來の僥倖は他の地方に對して大に愈る所ありしをや。然るが故に今回の修正に由り両者全く同一の平行点に達したりとするも財力の差異は斯の如き相違あるを見る、然るに論者は此僥倖の民に向て尚ほ財力足らずして農業進歩の遲々せんとを嘖々す、知らず他の一方なる舊傷未だ癒へず鼓勇の氣力なき民に付て其感覺果して如何。

若し夫れ論者の意、農家に餘裕なくんば農業の進歩を妨害すべしとの点に在らんか、然ば則ち一日も早く偏重地方の租税を減少すべし、是れ最も餘裕少き所の農民なればも也。然るに其方針茲に出でず僥倖輕税民の平行点に下だるを非とし、不幸重税民の平行点に達するを許るさず、地價修正法を排斥して偏重偏輕の地租法を永々に維持せんと欲するは抑も是れ何の意ぞや、惟ふに論者の眼中には偏重地方農民の實況を映ぜ來らざるには非ざるや、余輩は深く其明に蔽はるゝ所あるを悲む也。

第四章　經濟組織を乱だし社會の發達を妨ぐ

地價修正は經濟組織を乱だすとの説あり、其言に曰く、

夫れ地價高き地方ハ其高きに應じて種々の事情發達し又其低き地

方は其低きに應じて種々の關係興起するものなり、卽ち各地の經濟組織は其地價の高低に應じて夫々特殊の發達を成し其關係に異同を生ずべき也、例へゞ農民生計の度合、小作料の多寡、農業賃銀の割合、利益分配の多少、農業資本の運轉、土地抵當賣買等の如き概ね地價の高低に依て定まるものなれば、若し一片の理に依て輕々しく地價修正を爲す時にゝ各地に於ける既定の經濟組織を攪乱し實際上種々の不都合を釀成すべし云々

次に社會の發達を妨ぐとの說あり曰く、

前段に說くが如く地價修正は我が經濟組織を攪乱するが故に、今日までに養成したる社會の習慣性を打破す、是を以て夫等の諸事情が新規の關係に適合せんが爲め、之に向て異動するの間は、他の方面に向て其進步を妨げ其速力を挫じくものあり。加之ならず地價修正に消費する金額、之に充用する時間、及び其事を遂ぐるの熱心、此等は皆自然と他の事業の進步に使用するを得ざる理あり、是れ社會の發達を妨ぐるものなり。

余輩い先づ第一說を吟味し然る後に第二說に及べん、余は論談に入る前に於て豫じめ論者の意思を忖度せざるを得ず、則ち論者は徹頭徹尾現地租法を可認し、之を永續すべきものと臆定して其弊害あるの点を認識せず、由て地價修正を見る甚だ冷淡、之に伴ふ事情は皆不利益を生ずとの偏見を有するにあらずや是なり。余輩は眞に希望す、世人は此の如き偏見を抱かず、公平無私の判斷を以て本問題の利害得失を察知せられんまとを。

(第一) 經濟の諸事情は地價の高低に適應して定まるまと論者の言の如し、又地價修正は其高低を變移するが故に之に從つて從來の諸事情

に變更を生ずることも論者の言の如し、然ども此等諸事情の變更を指して直ちに「經濟組織攪乱」の語を用ゆるは論者の言甚だ非なり。論者試に思へ舊態を變更したりとて之を直ちに「攪乱」と稱すべからず、事い變更に由て「整理」することもあるに非ずや、故に「變更」を指して其攪乱なるか將た整理なるかを論定せんと欲すれば先づ其變更を受けたる舊態の正否如何を査察せざるべからず、舊態の正當あるものを變更するは是れ整理なるに是れ攪乱なりと雖、舊態の不正なるものを變更するは是れ整理なるにあらずや、然るに論者は變更を以て直ちに攪乱なりと速斷し、殊に其變更は整理なるものを誤認して攪亂ありと云ふに至ては其言論の非、益々破ふべからざる也。余輩は何を以て之を云ふ、其變更を受くべき舊態は不正なるが故に、則ち地價修正に由て變更を受くべき現在地租法は偏重偏輕の大不公平を有するものなるが故に之を云ふ也。

夫れ地價の高低は各地の經濟事情に種々の關係を保たしめたり、而て此關係たるや各地一般に幸福なるものなるや、否々然らず、重税地い収むるもの同しく拂ふもの多き地なり、輕税地は之に反す、然らは此等の關係より生じ來る諸事情は直接に間接に自然と輕税地に幸福の度多く重税地之に次くは當然なり。然ば則ち論者の所謂地價の高低に應じて特殊の發達を成したる經濟組織なるものは正理公直に基きて發達したるものにあらずして、偏頗不公平ある租税に依據して發達したる諸事情なり、是れ果して永遠に維持すべきものにして我々が改良することを能はざる所なるや。嗚呼何ぞ然らんや、彼の地價の高低に應じて發達し來らんとする特殊の事情あるものい余輩が見て以て現在地租法の不公平を鳴らすの種子とあらざるはなき也。此の如き現狀は之を永々に持續すべき正當のものに非ず、苟も胸に公平の判斷心を有する人

士ならんには誰れか之を知らざるへき、然る故に此不正當なる舊態を變更し公平に近つかしむの修正は是れ攪乱に非ずして整理なり、決して忌避する所の者にあらざる也。夫れ賦税の整理は僥倖民の恐るゝ所にして公平なる人士の尊む所たり、故に此整理一たび行はれて經濟事情に變更を生ずるとも是れ舊事情に伴ひたる惡關係を去りて正當に歸するものなり、寧ろ經濟組織の爲め社會進歩の爲め慶賀すべき事といふべし。

（第二）地價修正は經濟組織を攪亂するに非ずして之を整理するものあり、然らば則ち此整理に伴つて運動するの諸關係は皆是れ社會進歩の一部分に充てたる也、卽ち其發達を爲すに用られたるあり。此一事は全く論者と其見を反對にす、但し前段第一説の結果此の如きのみ。又論者は地價修正に用ゆる經費、時間、熱心、を以て徒らゑ空費するの念慮を有するが故に、此等を以て他事業の進歩に使用せざるを惜みたり。是れ論者が胸裏偏見に充たされ、第一着に地價修正を以て取るに足らざる空論たりと臆定するが故に、遂に此の如き思想の連起するある也。試に思へ何等の事業たりと雖之を實施するに當て其經費、時間、熱心を要せざる者あらんや、故に地價修正の必要を認め、之を財政の問題とし、之を社會の問題とし、一日も忽諸に付すべからざる道理を悟了するに至らば、其實施に要する經費、時間、熱心は毫も惜む所にあらざる也。殊に論者は其經費の巨大なるべきを意味し其時間の永年なるべきを暗示したれども余輩は其然らざるを信ずる也、去る明治二十二年法律第廿二號特別地價修正の實行は今尚ほ世人の意思に存ず、彼の法律の實行は如何に多くの經費を要せしか、如何に多くの歳月を要せしか、又之に由て如何に多く社會の發達を妨げたるか、彼の法の實例は又以て此法

の結果を推知するに餘りある也。徒らに其事を困難にし强て非論を搆成するとは公平なる人士の取らざる所、余輩は其曲直を江湖に訴て已まんのみ。

○第五章　地租改正論及び東北論

地租改正論を唱ふる者あり、曰く、

地價修正は未だ以て其公平を確認するを得ず、故に宜しく地租法の改正を爲すべし。

而て其改正法に至ては二論あり、一は現在法の組織に則とり全國の反別を丈量し、收穫を改め、石代を更へ、利子を正して更に地價を制定すべしと云ひ。一は地租分配の基本を改め、地價を廢して地所の實收益に基き、之れを標準として地租を賦課すべしと說く、皆共に規摸宏大地價修正を防ぐに好材料たり。故に余輩は地價修正論の反對者に由て屢々此等の議論を聞きたりと雖、未だ曾て此等の議論を實施して一日も早く現行法の弊害を矯正せんと企てたる人を見ざる也。彼等曰く、未だ實施の時期至らず故に未だ速に其實行を求むべからずと、彼等は實に現在に於ては地價修正を拒みたり、其論據として地租改正論を提起したり、而て其主論の實行期に對しては未だ速に施すべからずと云ふ。嗚呼彼等は眞正に現行地租法の不公平あるとを感知する者なる歟、何ぞ其れ其救治に緩々たるや、彼等は眞正に地租改正論の必要を認識する者なる歟、何ぞ其れ其實行の遲々たるや。害を除くは一刻も速なるべし、利を興すは瞬時も猶豫せざるべし、然るに彼等は害を除かんとせず又利を興さんともせず、徒らに修正を非難して現法を維持するの實狀を呈出せり、余輩は此等論者の眞意を知ると能はざる也。

地租改正論は地價修正を抗拒せん爲に提出せられたる姿にて眞實此

方法を主張する熱心者なし、故に余輩は敢て此議論に向て喋々するの要を見ず、只單簡に之を評下せん。曰く地租の再改正及び收益賦税論、何れも地租の公平を求むる方法として尋むの價値あれ共、之を以て現時の必要に充つると能はざる也。何ぞや、彼等の方法は今日之に着手するとも其完成は數多の歳月を要するなり、加之ならず其經費及勞役の夥多なるは遙に地價修正の上に出で、而して收むる所の利益は伯仲の間に在らんのみ。故に余輩は此等の議論に由て地價修正を非とするの理を見ざるあり。

次に東北論あり、東北地方の人に主張する者多き故、仮に東北論の名稱を冒す、其言に曰く、

地價修正は專ら地價の高低に由て議論の本と爲し、高價地方の便宜を謀るの傾あるに似たり、然るに我が東北地方の如きは地價の平均甚だ低し、是れ地味の瘠せたると穀價の廉なるとに基く也、其實情斯の如し、然るに徒らに地價の高低に比準して修正を行んか、其利益を受るは高價地方にして之を受けざるは低價地方に在らん、故に地價修正は粹に實行すべからず。

此論者は未だ地價修正の眞意を解せざるあり、抑も地價修正論は賦税の不公平を矯めん爲に生じたるなり、即ち地租の偏重偏輕を正ん爲に起りし也、故に決して其地方々々の平均地價高低に基きて行ふべきものに非ず。余輩は前編に於て既に云へり、上田の多き地方は其平均地價の高きを至當とす下田の多き地方は之に反すと。然ば則ち東北地方の如く實際に於て地味宜からず穀價廉なる所あれば其平均地價の低きは是れ至當なるなり、至當なる地價に付ては修正法決して之が不利とあらず、却て彼の土地豐饒にして穀價貴く爾かも其地價低き輕税地方

に比例して大に修正を加ふるの利益あるをや。余は既に説けり地價修正を嫌忌するの情は僥倖輕稅地方の人に多しと、蓋し本法實行の結果は輕稅地の租額を減ずると少なければ也。然ども玆に所謂輕稅とは强ち平均地價額の低きを云ふにあらず、其地方に比例して賦稅の輕きものを云ふ、然るが故に地價修正は決して東北論の杞憂を容れざる也、之を憂ふる者は未だ其眞意を解せざるに是れ由る。

○第三編　政府の意見及び其評論

○第一章　政府の意見

本書第一編に於ては地價修正の必要を論じ、第二編に於てゝ之に對する諸反對説を辯解せり、本編に於ては本問題に付て我政府は如何なる意見を有するやを説き、併せて之を論評せんと欲す。夫れ政府の意見なるものは本編の研究に有用あり、之を論評せんと固より余輩の希望する所とす、加之ならず世上反對論者の内、其説往々之れに類するものあるをや。請ふ一層注意して其觀察に從がはん。

明治廿四年十二月十一日衆議院に於て政府委員渡邊國武氏は地價修正法案に對して政府の意思を代言せり、曰く、

租稅の公平均一を欲するは固より論なきとである、政府は決して此地價修正に對し絶對的に反對するものではあるませぬ、併ながら其方法と其時機に付ては見る所を異に致します、

第一　地價修正の方法　地價修正とゝ不平均なるものを平均にし不公平なるものを公平にするとにて固より論難すべきとであい、併ながら此事を屢々するとあれば自ら民産の發達を害し農業の安固を害する恐があるから、是れは屢々するものでないといふは明である、一朝已むとを得ず之を行ふ時には最も完全なる方法を求めなけ

れば、ならぬ、完全なる方法を求めるといふても政府の見る所では別に妙論奇説もない、唯た地價の要素となる所の反別、收穫、米價、利子、種、肥料、勞力、雜費といふ樣なものを一々調べて、之を今日定められてある所の地價に引當て、其不公平なるものを引直すといふより外にありませぬ、此提出案(天春氏外二名の提出したる法律案を指す)の如く僅々たる委員を以て比較的に此所よりは彼所は高い、彼所より此所の低いといふ達觀上で改正しました所が、此不公平不平均の聲は益々高くなるであろふと思ひます、

第二　地價修正の時機　然らば完全なる方法を以て今直に地價修正に着手するかと云ひますれば、茲に至て其時機如何を顧みなければならぬ、實に今日の我國の如く最も甚しき改進變動の時に在て、現に計畫しつゝ居ります所の鐵道建設、河川の改修、道路の開通、運河又は港灣の改築、凡て此等のものゝ皆地價の變動を來たす大原因でないものはない、誠に今日の有樣は都鄙此面目を改るが甚だ速かで、又富の分配集合も速なるとで、今日の如く地價に變動を來たすの甚きゝ蓋し未曾有と云て可ありだと考へます、此時に當て官民多くの勞力費用を掛けまして地價修正に從事した所が從て修正すれば從て不公平を生ずる故、政府は今日は決して地價修正に着手する時機でないと見込みます、(議事速記錄抄出)

政府が本問題に反對する要旨は二なり、曰く方法宜を得ず、曰く實施の時機を得ず、と是なり。然ども政府は其大体に付ては贊同の意を表したり、其言に云ふ、

租稅の公平、均一を欲するは無論の事にて地價修正には絕對的の反對にあらずと。

此語に由て解すれば政府は明かに地價修正の道理あるとを認めたるなり、地價修正の道理あるを認めたるは是れ即ち現今の地租法に偏重偏輕の不公平あるとを認識したる也。何あれば地租に不公平の弊あるを認むるに非ずんば、地價修正に道理ありとするを得ざれば也。此点に於ては政府の意見余輩が心を得たり、彼の某る反對者の如く或ハ地租の公平を得たりと云ひ、或は修正論も公平を得がたしと唱へ、其他種々に非難を下だして此法の實行を妨げんとするに比すれバ稍や共に賦税の道を講ずるに足る、余輩は此点に於て滿足の意を表する也。然れ共此地租の不公平を認むるの政府が全然地價修正に賛成せざるは甚だ其意を得ざる所とす、夫れ地租不公平の觀念と地價修正の觀念とは甚だ緊密に連係したる所のものなり、然るに一を是認して一を非とす、憮ふに政府は事理を認むるの道を過まりたるにはあらざる歟。余輩進んで之を論明せんとを欲す

政府は云へり地價修正には絶對的の反對に非らずと、然らば如何なる反對か、相對的の反對是あり。絶對的とハ洋語「アブソリユート」の譯語にて十分無限の義を有し、相對的とハ「レラチーブ」の譯語にて他物比較の意を含くむ、故に前あるハ斷然(俗言ハッキリ)反對の義となり、後なるは姑らく(マァ〳〵)反對の意となる也。故に政府は地價修正に付てはハッキリ反對するに非ずマァ〳〵反對する者あり、即ち甚だ因循姑息的に反對を試むるに過ざるあり、其微弱なると推して知るべし。而て政府が地價修正の大体を是認しながら相對的に反對を試むるは何ぞや、曰く方法論、曰く時機論即ち是なり。是を以て余輩ハ章を分ちて此二者を評論し、理否の所在を明了にせん。

○第二章　其方法論を評論す

政府は以爲らく「地價修正は不公平なるものを公平に歸するとにて固より論難すべきに非らず、然ども之を實行するには完全なる方法を求めざるべからず、即ち地價の要素たる反別、收穫、米價、利子等の各物を調査し之に由て其不公平を矯めざるべからず、然るに此提出案の如く僅々たる委員を以て達觀上の目分量に依り修正するとも却て是れ不公平を增加するに過ぎず」と。此れは是れ政府が議會の提出案を非難する所の意見なり、尙ほ此等の語を約言すれば左の數句に止まるを見る。

地價制定の諸要素を調査し之に由て施すの修正ならば同意なり、僅々たる委員の目分量にて修正するの提出案には不同意あり。

方法論に於ける政府の非難は此數句に止まる、是に於て余輩は彼の提出案なるものゝ組織を略述する必要を認むるなり、其大要を示す

○現在田畑の地價偏重と認るものに限り特に之を修正低減す、

○地價の修正は收穫を低減し石代を更正するを以て標準とす、收穫は其過重と認るものを低減す、石代は明治十八年一月より同廿二年十二月まで五箇年間の平均を基とし仍ほ酌量を加へて之を適用す、

○地價修正審査會を組織し、之をして各府縣市町村現在の田畑地價の平準を審案し特別地價修正額を詮定せしむ、

（理由の一）特別修正は務めて簡約ある調査方法に從ふを要す而て地價成立の要素は丈量收穫穀價及び利率此四者を併用すると普通の算例なりと雖地盤の丈量は彼の誤謬地の檢査地押調査等の結果に由れば各府縣に甚しき差違なかるべく而て利率は彼此の等差僅少のものなれば敢て更正するに足らざるべし故に專ら收穫の低減と石代の更正を標準と爲さんと欲す、

（理由の二）審査會の機關を要するは事業に公平なる結果を得せし

めん爲あり現在法に不公平あるものは首として主務官吏の情實的、弊害に生じたり其寛猛は地價の偏重偏輕を招けり是れ行政的附着の通弊に外ならず故に此弊を除かんとすれば宜く法律的の機關を以てせさるべからず是れ行政官吏の從來地租事務に熟煉なるものを利用すると同時に行政部外に特立する一の會同を設け地價詮定の責任を擔當せしむる所以也、

尙ほ其理由書中に云へるあり、「特別修正の要領は首として各地改租以來の實歷に徵し現在田畑穫量の多寡、石代の當否、を審にし彼に照らし此に較して以て全國各府縣國郡の地位、收穫、石代、其權衡平準の宜きを得せしむるに在り、其業及其作用へ頗ふる複雜なる者にして一方には專門練熟の調査を要すると共に他の一方には中正無私の評議を要する也」と以て提出案の大要を知るに足るなり。然るに政府は之を非難するに地價の要素を調査するの修正ならば同意なるも僅々たる委員の臆測を以て定むるは不同意なりとの言を以てす、此非難此攻擊は果して能く提出案の本旨を明にし然る後に發したる者なるや。抑も提出案の本旨にハ決して地價諸要素の調査を非とせざるあり、曾に之を非とせざるのみならず其權衡其平準を取るの基礎は專ら此等諸要素を本としたるあり。又提出案の本旨は僅々たる委員の臆測を本として此大業を遂げしむるに非ず、行政事務の監督者として又地價詮定の責任者として此審査會を設けたるや明か也。然る時には政府が前言の如き非難攻擊を爲すと、少しく其正鵠を失するに非ざるか。夫れ彼の非難は正面に地價の要素を調査せずと云ふ說に適當なり眞意に委員の臆斷を用ゆる論に適當なり、今玆に示したる提出按には適當ある非難に非ず。不適當なる非難は是れ論辯するの價値なきものなり、余輩復た之に向

て論ずるの要なし。

解する者曰く政府の非難が其正鵠を失したるは實なり、然ども提出按は諸要素を調査すと云へず只牧穢と石代と其酌量とを以てす、又專ら要素の結果に依らず幾分の酌量を加ふ、是れ政府の非難を生じたる所以あるべしと。嗚呼夫れ政府非難の本意果して茲に在るか、是れ方法の大本にあらずして僅に細分の一小部のみ、余輩は固より地價修正の必要を認む、萬難を排して一日も早く實行せんことを望む、故に方法の一小部分に至ては敢て固持するの我執なし、所謂角を矯めんとして牛を殺すの愚を欲せず些事に拘々として重要を忽つの意なき也、是を以て斯の如き小事に付て喋々するの勞を厭ふ、事の大小を知り物の輕重を判ずる人、皆余輩と同感あるべしと信ずる也。然るに政府は此等些末の事件を以て其大体を排斥せんとそるは何の意ぞや。政府は既に地租の偏

重偏輕あるを知り地價修正の道理ある事を認識したるに非ずや、然ば則ち自ら進みて此弊害を矯正するの任務あり。議會の提出案に足らざる所あれば之を補ひ、及ばざる点あれば之を助け、其方法の完全を求めて目的の到達を謀るべき理あり。些事の非難を根據として其大体を覆滅せんとするは抑も是れ何の意ぞや、余輩い之を解するに困むなり。夫れ總ての方法なるものい天よりも降らず地よりも涌かず其必要を知る人々の腦髓を煉りて案出するに外ならず故に地價修正の方法に於ても其必要を知る人の腦髓より產出せざる道理あし。然るに既出の方案には些末の不滿あるより之を破り只た拱手して十分なる方案の來らんことを俟つと云はゞ豈に是れ理あらんや。眞正に其事の必要を知る者は決して斯かる方針を取るとなし。

以上の論辨い政府が地價修正の大体を是認しながら、其方法を非難し

て之を破らんとするの不理を說きたるなり。世間復た之に類するの反對者なきに非らず、地價修正は無論同意なれとも此方法は惡しゝと、遂に此言葉を以て其全体を斥け遂に實行するの期あからしめんとす、而て彼れ論者は此方法を非難するを以て他の方法を構成するを勉めず、漫に破壞の方針を取る。余輩は斯の如き人を以て眞に地價修正の必要を知る者と信ずるを得ず、與に賦稅の道を談ずるの難きを知る也。

○第三章　其時機論を評論す

政府は以爲らく「鉄道建設、河川改修、道路開通、等の如きは皆地價の變動を來たす原因なり、而て現時の我國は此等の事業を計畫しつゝあるもの多し、故に今日地價修正を行ふとも多年ならずして再び不公平を生すべし是れ着手の時機にあらずと云ふ所以也と。

此議論は將來の地價に對し其變動の原因とあるべき者を示したり、此点には余輩異論あし。然ども現在の地價に不公平あるは、此等諸事業の關係のみに非ず、此等關係の外に尙ほ一層宏大なる原因の存知するとを說明せざるべからず。現在地價の不公平あるは其原因分つて二とすべし。

(甲)　地租改正當時に於ける處置の寬猛

(乙)　改租以後に於ける物價の變動

二者の內、(乙)は改府の所謂諸事業の影響を受くる所にして鉄道、河川、道路、其他交通の便開くるに從がひ自から物價に變動を生じ、之に由て收穫物の利益多くあり地租の負擔甚だ輕きに失するものなり。然ども此等の不公平は僅々たるものにて全部中の最小分に過ぎずとす。之に反し(甲)は幾んと現在不公平の全部を形ち造るものにて其力大あり、何ぞや、改正の當時各地の處分區々にして執務官吏の方針一途ならざるより、其寬猛は直ちに制定地價の不權衡を現れたり。某る地方は一回の丈

量をも爲さず、古帳簿に據て卓上に改正の功を畢へ、農民皷腹して其恩惠を謝し、又某る地方は威迫强制、獄に繫ぎ牢に投し、恐怖疑惧の際に改租を爲したり、故に其結果は遂に竹槍席旗の暴動を爲る。彼此の相違實に霄壤啻ならず、自他平等の惠得て望むべけんや。収穫多くして地租の少きもの、米價低くして地價の高きもの、瘠土にして厚税、廣地にして薄賦、其不公平雜然として出づ。是に於てか地租偏重偏輕の議天下に普し、是れ現時地價修正論の最も勢力ある所以也。

此に由て之を見れば甲乙二原因の大小得て知るべし、又地價修正の必要ある点得て察すべし。現時の必要は物價變動の点に在るに非ずして、處分寛猛の点に在り、改租以後の變化に重を置かずして改租當時の偏頗に重きを置くあり。然るに政府は(甲)の太原因は其眼中に存せざるが如く、之に由て生じたる大不公平は矯正の急務あきが如く、平々然として曰く鐵道河川道路等の開通未だ終らざる故に地價修正を行ふの時機來らずと。余輩は恐る政府の眼中只一箇(乙)原因のみ存するにあらざるかを。夫れ天下万人の熱望する地價修正は其重点を(甲)の原因に有すれども(乙)原因の如きは其大要目にあらざる也、政府い乙を取て甲を措く、是れ既に原因の大小を誤まり且つ其要点を失ひたるあり。故に余輩は政府の時機論に於て專ら乙原因に依據したる失當を指示す。

更に着論の一歩を進め、良し政府の云ふ如く地價修正の必要い專ら(乙)原因のみに存すと仮定するも、此原因の發動其機を止め、政府が見て以て修正實行の時期なりとするは何時なる歟、余輩は得べくんば其明答を得んと望むなり。然るも是れ恐らくは難事たらん、政府と雖万能力を有せず、我國の諸興業其成を告げ、物價鎮靜して變動せざる時を知ると難し。是に於て政府の意を解する者は云ふならん、我國の後來に於て鐵

道、河川、道路等の諸事業、其完成を期するは到底俟ち得らるべきとに非ず、只現時計畫したる諸事業の大体に於て其功を遂げたる時、即ち現時に比して稍や物價の變動減少したる時、是れ即ち地價修正を實施するの時機ありと。此の説も甚だ曖昧糢稜たるを免がれず、然ども余輩は尚ほ之を追咎せず只だ單簡に問ふ、其事業の大体を終るは概ね何年後のとなるやと。三年か五年か、否々如何に政府が熱心たりとも三年五年にして我國諸事業の大体を遂ぐべしとい思ふまじ、然らば十年廿年三十年若くハ五十年百年の後を期するの外なきなり。政府の意果して斯の如きか、其地價修正を着手するの時機は三年五年の間にあらずして十年廿年若くハ五十年百年の後に在て存するを知る。嗚呼此の如きは世人が滿足して堪へ能ふべきとあるや、否や。

抑も世論が地價修正を必要なりとする所以は、既に本書前編に於て説明するが如く財政の整理に基き租税の原則に從ひ、民力を休養するが爲に、社會の害毒を豫防するが爲に、國家問題として一日も早く實行せんとを望む者なり。然るに政府は諸事業完成物價鎮靜の時を俟て之に着手せんと云ふ、是れ果して世人の希望に滿足を與ふべきとあるや。殊に物價鎮靜の時機なるものは此活動世界に期すべきとにあらず、仮に或る者の説の如く現時計畫しつゝある諸事業大体の落成を以て其期となさんか、現時以後に計畫する所の諸事業は正に之を奈何せん。良し又現在未來の諸事業を擧げて其議論の内に包含し盡くすものとするも物價の變動は決して交通運輸の便否のみに由るものに非ず、鐵道河川道路等此類の事業は固より物價の變動に關係ある所ありとは云へ、此他經濟社會百般の事物、物價變動の原因となる者多し。例へば人口の疎密、賃銀の昂低、生産の難易、等最も關りて力あるを認む。此れに由て之

を見れば交通諸事業の完成い得て期すべきにあらず或は事業の完成得て期すべしとするも物價の鎮靜は得て期すべきに非ざる也、然るに政府い此期すべからざる時を期して地價修正を行ふの時機なりと云ふ、余輩は甚だ其意の空漠たるに惑ふあり。

況や世論が地租の不公平を訴ふるものは其原因此れにあらずして彼に存するをや、即ち改租以後物價の變動を主とするにあらずして改租當時地價制定の偏頗處分に其重を置くものなるをや。然るに今ま其輕きを主として重きを防ぎ、其緩あるを楯として急なるを妨げ、本末倒置する擧止あらば之を何とか謂はん。余輩が政府に望む所は此の如きに非らざる也。

夫れ地價修正を實行するの時機、果して彼が如くに甚だ難き乎。否々、決して難きにあらず、之を難しとする人の心に於て難きのみ。時機來れりとするも人の心なり、未だ來らずとするも人の心なり、同一なる人の心にして斯く意見を別にするは何ぞや、各々其造詣の異なる所に由る。世上万般の事、難しと思へば皆難し、易しと思へば皆易し、難易は其物に在らずして吾心に在り、奈勃翁曾て曰く「世路無難事」と蓋し此謂也。地價修正の實行決して難きにあらず、前政府は既に之を行ひたり、其實証は天下万人皆之を知る、明治廿二年法律第廿二號特別地價修正即ち是あり。此當時交通の諸事業い未だ完成せざりしあり、物價の鎮靜望むべきにあらざりしあり、然るも時の政府い地價修正の機ありとし之を實行して顧みず、易々として其功を修めたり。前の政府は聖賢にして後の政府は凡庸か、否々斯かる道理は決してあし、只だ其異なる所は前政府は時機來れりと爲せしが故に實行の時期備はりたるなり、後政府と時機來らずと爲すが故に實行の時期備はらざる也、時機は他所に在らず眼前に

在り只だ明者能く之を知らん、諸事業の完成を期するが如きは眞の時機にあらざる也。

以上は政府が地價修正の大体を是認しながら、其實行の時機未だ來らずと云ひて之を排せんとするの不理を説きたるあり。世間復た之に類するの反對者なきに非ず、地價修正は固より贊成と云ひながら其實行期を無限に延ばし、時機來らば之を行ふに躊躇せずと論辨して眼前に備はるの時機を取らず、以て本問題を糢糊の間に葬り去る。余輩は斯の如き人を以て眞に地價修正の必要を知る者と信ずるを得ず、與に賦税の道を談ずるの難きを知る也。

○外篇　時務論策

凡そ時務に通ずる者は些事に拘々たらず、能く天下の大勢を知り之に循て事を執る、故に其處理活動萬艱立ろに辨じ功を修むる復た易し。時務に通せざる者は天下の大勢を知らず、焉んぞ之に循て事を處するを得んや、其措置迚遭百難周り集り竟に失敗に終る也。是を以て時務に通せんとするの人士、先づ大勢如何に注思す、是れ當に然るべき所とす。只惜むらくは世の策士輩が漫に之を學びて其眞を得ず、徒に阿俗の醜に陷るとを。

余輩は本書數篇に於て地價修正論の眞價を發揚してその正を顯はし、又其反對説を批評して邪を闢きたれば道理と議論の上に於ては荆棘塗に横はるの難なきを信ず、正當の「理論篇」は茲に盡きたり。今此外篇に於て辨せんとするは「時務論」にして本問題に於ける天下の大勢は如何なるかを説き、時勢を知る人の一粲に供し、併せて未だ之を知らざる人の參考たらしめんとす。

抑も地價修正の論たるや、其人心に入ると深く感ずると尚し、地價の制

定に不均一の弊ありしが爲め地租の分配に不公平ありとの一語は改租以來國民が寤寐に忘るゝ能はざる所也。故に此議論の勢力未だ今日の如きに至らざりし時、即ち公然たる表面運動を爲す機會を得ざりし時と雖、民心中の一潛勢力たるは疑ふべからず。去れば初期の帝國議會に於て高知の林有造氏地價修正の議案を提出すとの說あるに當り(其議案の方法は山口及び東北諸縣、所謂輕稅と認むる地方に付ては地價を增加ずる組織たり)反對の議論先づ東北の諸縣に起る、曰く我地方の地價低きは其地味の瘠土たるが故なりと、此議論に付ては世論未だ喧しからざりし也。然るに東北論者は尙ほ一歩を進めて其議論を敷衍し、遂に非地價修正論を組み立つるに及び、勃然として起り急速の運動を始めたるは全國の地價修正論者なりき。嗚呼其素なきにあらずんば豈に斯の如きとを得ん哉。

彼等と期せずして東京に集り、國會に向て地價の修正を請願せり、其地方は一府十七縣の多きに亘り、其書面は三百八十四通(但し議院の燒失にて失ひしものは加へず)に及ぶ。彼等は玆に「聯合同盟」を結び、誓て此事の完成せんとを期せり。然るに不幸にも初期の議會は其議案の通過を許るさゞりしと雖、此「同盟」は毫も其氣力を減ぜず、益々主旨の擴張を謀り、第二期議會の頃に當ては其同盟地方は二府廿二縣の多きに達したり、其趨勢知るべき也。而て此議會に於ては衆議院內多少の反對論なきにあらざりしも、多年蘊蓄し來りたる民心の反響は玆に天下の大勢を制し、遂に大多數の起立を以て地價修正法案を議決するに至れり。惜むべし議會の解散は圖らずも此議決を無効に歸せしめたれども「同盟」の勢力は毫末も衰ふるとなく、益々進みて其目的を達せんと期せり。同盟の精神は益々固し、其組織は散漫たるものなれども堅固なるとは

遂に政治黨派の上に出づ舊勳の元老あつて其機軸を把るにあらず知名拔群の士あつて其牛耳を取るにあらず彼れには閥閲もなく又先進も後進もあらず只平等的共同一致の組織のみ。然るも彼れが如く堅固なるは何故ぞ其意望純一にして專ら目的の貫徹に熱すれば也。此故に苟くも其目的に悖反し之を妨害するものあらんか其何たるを問はず擊破粉碎せずんば已まず若し某る黨派にして本問題反對の黨議を定めんか「同盟」の勢力は之をして破裂せしむる歟少くも二分して其方向を異にせしむるに足る。是を以て孰れの政黨と雖此勢力に抗抵するを得ず見て以て政黨内の魔神と爲し敬而遠之的の待遇法を取り自由決議の範圍として黨議の犯觸を戒しめたり。「同盟」の勢力大なるにあらずんば此の如きを得んや。

昔者英國のコブデン及びブライトの徒非穀法同盟の力を以て改進保

兩黨の間を濶步せり。世人は其同盟の勢力を認むると共にコブ兩氏の勢力認め兩氏の勢力ありて後始て同盟の勢力斯の如きを思ふ。我「地價修正同盟」は然らず未だ其全体と頑頑すべき大勢力者を有せず然るも尚ほ能く政黨諸派の間に濶步すると斯の如し其勢力知るべき而已爾かく「同盟」の勢力あるは何ぞや是れ同盟其者の勢力にあらず全く國民多數の後援あるに由るなり卽ち輿情の之を助くるに由る也。而て此輿情たるや到底其目的を達するにあらざれば終止する時あし彼の專制時代威力を以て民意を壓倒するの世あらば知らず苟くも代議制度を布き輿論を採用するの時に於て其目的を抗拒し其希望を斷念せしむるは到底爲し能ふべきにあらず。故に縱しや政府若くは反對論者が一時の策略を用て本問題を防ぐとも是れ所謂苟且の彌縫策決して永遠に持續すべきにあらざる也。凡そ物の勢は之を壓すれば益々激す

反動の力然らしむるなり、故に大勢を知る者は此愚を爲さず、蓋し強壓激昂の際、徒らに事物の秩序を攪乱するは是れ全体進運の防害たるを知れば也。夫れ激水を治むるの道は之を扞拒するに非ずして疏通するに在り、大勢に悖るは猶ほ激水を拒ぐが如し！寸毫も其効を見ずして却て徒勞の害を受く、是れ審かに察すべき所なり。彼の地價修正に反對する者は果して能く此大勢を抗拒し得べき定見ありや、余輩は未だ之を知らざる也。

夫れ既に抗拒すべからざる大勢は斯の如し、於是乎時務を知る者の運動果して如何。余輩は策略の上に付き三者の爲に謀らんとす、三者とは何ぞや、一に曰く輕稅地方、二に曰く政黨、三に曰く政府是あり。

（其二）輕稅地方　抑も地價修正論の性質たるや是れ國家問題にして地方問題にあらず、然るに輕稅地方の人々は多く此論の必要なると

を無視す。是に於て世人は云ふ、其自已に利益なき爲に之に反對すと、蓋し自益を本とする私情に基きて推測を下だせるなり。豈に其れ然らんや余輩は其然らざるを知る、夫れ地方の利害は固より輕んずべきに非るも國家の爲には相讓るの場合なくんばあらず、特に本論の如きは輕稅地に加重する害あく只重稅地の苦難を減除する結果たるをや、故に此事の國家問題たるとに注意すれば決して自家の利害を本として判斷を下すべきにあらざる也。然るも世人は尙ほ前の如くに云ふ、余輩は窃に輕稅地方人士の爲に之を憾む。若し此等の人士よして國家問題必要の理を明にし地價修正を贊助せらるゝに至らば、實に是れ輕稅地方の高義を示すものにて、國家の爲に地方心を犧牲にしたる廉潔は世人が深く感銘する所となるべし。進で高義廉潔の士となる歟、退て自益私情の人と云はるゝ歟、世評は固より顧慮する所にあらざるも、余輩は輕稅

地方人士が正理に從ひ必要を認め、本問題を贊助して其高義を世に示さんとを望む。

（其二）　政黨　本問題が政黨部内に魔神の勢力あるとは前に說き也、之が爲に其運動其計畫を妨げらるゝと幾干なる歟本問題の決定洗着するに非れば黨派の組織も未だ全く其堅固あるを說くべらかず現狀實に斯の如し。然るも政黨は此の問題の終極を希いず、現狀に放任して其運動の全きを求めんと欲する歟、嗚呼何ぞ其れ見る所の迂なるや。內に疚しき所なれば外に精あると能はず是れ一般の道理あり、然らゝ則ち此問題の終極を希ふべきは政黨たるものゝ最大急務にあらずや、而て之を終極に至らしむべき方法は二箇なり、曰く速に成功せしむ、曰く速に禁遏せしむ、其何れに歸するも終極なり。故に政黨は二者の何れを問はず只だ速に決了すべきものを取るべし、成功歟禁遏歟、若し夫れ禁遏し得べくんゝ政黨の策略として之を取るも可なり、然るも是れ恐らくは難事たらん、然る時には其終極を成功に取るの外に道あき也。余輩ゝ政黨の爲に謀りて、本問題の速に終極に至らんとを望む。

（其三）　政府　本問題に付ては絕對的の反對にあらずと既に明言したり、然らば早晩之を實施するの意たるや言を俟だずとす。是に於て官民其意見を異にする所は只その實施の遲速如何に歸す、官曰く時機未到、民曰く速爲實行、双々相爭ひて歸する所なからんとす。官若し內心その實施を欲せざる意を以て反對となるべき材料を探究せんか、此廣濶ある大問題、幾多の口實を按出し來るに難きとあらず、然るも此等の手段は能く民意を制禦するに足るや否や。漫に大勢に抗するは拙なり之に伴ひて事を成すの順あるに及んず、官が口實を設けて其實行を遲延せしむるの年所は是れ即ち官民の意思相爭ひて混雜絕えざるの時期

なり、此時期果して何の益する所ぞ、如かず其實行を速にして此年所を有用事件に活用するの愈れるには。若し夫れ政府にして速行の方針を取らんか、便宜なる方法、適當なる時機、求めて得るに難からずとす。抑も本問題は賦税の公平と民力の休養とを相兼たるの議論なり到底之を永遠に防拒すべからざるものあるを知らば則ち其求を拒まんよりは寧ろ進んで之を與ふるに如かず、時務を知る者は正に斯の如きのみ。故に余輩は政府の爲に策し、地價修正の速行に賛同せられんことを望む。

以上は余輩が三者の爲に謀り策略上、爾かあるべき方途を示せる也。地價修正問題に於ける天下の大勢を知る人は皆余輩と同感なるべきことを信ず、然ども人知は其度を異にし思意は其面の如し或は恐る此方策に首肯せざる者あることを。嗚呼夫れ時務に通ずる者は些事に拘々たらず、能く天下の大勢を知て事を執る、世上有識之士、豈有不知此理者哉。（全）

明治廿五年四月廿四日印刷
明治廿五年四月廿五日出版

非賣品

著作者　三重縣平民　角利助
　　三重縣志摩國答志郡鳥羽町大字鳥羽八百四十九番屋敷

發行者　京都府士族　林清志
　　京都府丹後國與謝郡宮津町字外側十四番戸
　　當時東京市芝區西久保櫻川町十一番地地價修正請願同盟事務所

印刷人　東洋社　磯野新
　　東京市京橋區加賀町三番地

法

ㄅ

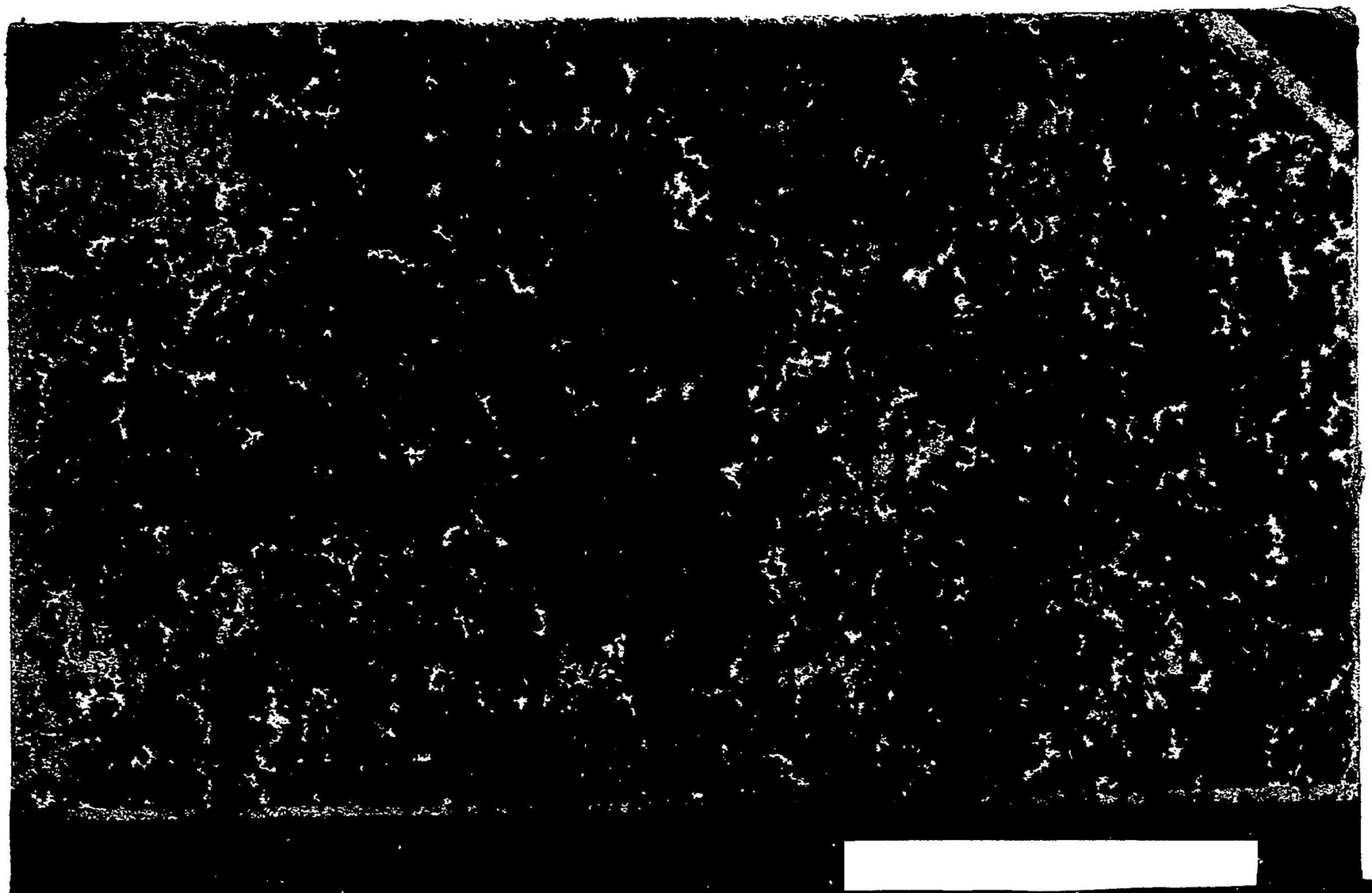

第三章　民心を動搖し農業進歩を障碍す
第四章　經濟組織を乱だし社會の發達を妨ぐ
第五章　地租改正論及び東北論

○第三編　政府の意見及び其評論

第一章　政府の意見
第二章　其方法論を評論す
第三章　其時機論を評論す

○外編　時務論策

地價修正要論

○第一編　地價修正は國家の問題あり

地方問題とは何なるや、

第一章

美玉の未だ其光輝を發せざるや人見て以て之を石塊と爲す、世に偶ま和其人あり此塊を取つて稍光の實玉とし推奉措かず、楚王に薦るもの二度左右の足を刖ちる、何ぞ之を捨てず、後竟に明者に知られて其光輝を天下に放つに至れり。世事往々之に類す、人多くは玉璞の眞價を知らず徒に識と石塊ありとし衆は之に附和し智者を罪して其足を刖ちんとす而して身自ら楚王の愚に傚ふを知らざるあり、地價修正論を以て地方問題なりと稱するの徒即ち是れ耳。

世に地方問題の語あり之を以て國家問題の語と相對す國家問題とは何の謂ぞ、其論する所の利害固と國家大体の上に關係し、道理の歸着す

關係を示すに足る偏頗ある課稅の結果は此の如く重稅地方の財力を
蹙し年々歲々窮路に陷るつゝ在るなり。夫れ斯かる課稅法は國家の
爲に憂ふべきことに非ずや、之を改良して其禍害を未然に防ぐは事務
を知る者の當に勉むべき所にあらずや、事理既に斯の如く世に明にし
て尙ほ且つ其害を防ぐ能はざらん歟、是れ有爲者の愧づべきに非ず
や。故に余等い云ふ、偏頗なる課稅の結果如何を思ふ毎に、瞿然として恐
れ覺然として愧づと、地價修正論決して地方問題にあらざるなり。

○第六章　民力休養に付て其必要を示す

民力休養の趣旨に由り減租を主張し地價修正よりも平等輕減を專一
とする論者あり、是れ最も事理に適はざるの議論なす、蓋し論者以爲ら
く、

地價の修正は各地の輕減に等差を生し且つ減租の惠に與らざる地

方もあるべし、是れ民力休養の趣旨に適せず、由て宜しく一般の平等
輕減を取るべき也と。

此の如き論者い「民力休養」の語を以て宛も父母が其子女にみやげ物を
分配する如き意義に解する莫らんや、此語は決して國會開設の土產と
して成立せしにあらず、眞に人民が重稅に苦み窮乏に陷るの困難ある
が故に此語の必要を生じたるなり。是に於て乎知るべし、民力休養の語
は重稅困難といへる事實に據て生じ來りしとを、之を他方より云へば
輕稅不困難の部分には民力休養を必要とする理由あきとを、更に辨す
れば重稅困難の度益々强きに從て必要の度益々强く困難の度稍や輕
きに從て必要の度も亦た稍や輕き理由なるとを。道理の示す所斯の如
し。然らば則ち民力休養の應用に付てい此等の差別を辨知せざるべか
らず。我國現在の地租なるものは全國平等に同重稅同困難ある歟、或い

るに困む。

之を要するに仮に論者の説に從ひ地所轉賣利益平均は地租の不平均を矯むる効力ありとするも、現時は決して其効用を完成したるの時にあらずして、今尚ほ其進路に趣きつゝ在るの時あり、故に論者は此点に於て其時期を見るに誤まれり。而て其所謂利益平均の結果は決して喜ぶべきものにあらず、重税地方の農民をして貧困の地に立たしむるものなり。然るに之を顧る所なし、論者は此点に於て其結果を知るに誤まれり、況んや地租問題は單純る利益平均理法卽ち資本と利益との關係のみを以て論斷すべからざるものなるをや、論者ハ此点に於て勞力と生産の關係を忘失し其推理の道を誤まれり。是に於て乎、論者の所謂「土地轉賣は利益を平均するが故に現今の地租には不平均あるとあし」との言論、根底より擧けて狂妄、毫も適理の議論として見るに足らざる也。

第三章　完全なる公平は得難し

完全の公平といへる語も横領として地價修正に反對する説あり、其論に曰く、

租税の賦課を公平にすべしとは古來學者の唱ふる所なれ共此事實際に行はれ難し、故に租税の公平を求むるは到底爲し得べからざるの希望なり、地租の如きも亦然り、其公平は到底望むべきにあらざる也。若し夫れ地價修正法案にして果して其公平を求め得べくんば之を行ふも可なりと雖到底完全なる公平を得べからざる故に之を非とす。

此議論も亦た一種の詭辯、巧に現在の地價を辨護するものなり、一見の上幾分の道理ある如くに見ゆ、然ども此議論には希望と現狀の差別及び事物の程度には階級あるとを忘れたるの過失あり。今ま論者の言を

道河川道路等の諸事業其完成を期するは到底俟ち得らるべきとに非ず只現時計畫したる諸事業の大休に於て其功を遂げたる時、即ち現時に比して稍や物價の變動減少したる時、是れ即ち地價修正を實施するの時機ありと。此の說も甚だ曖昧模稜たるを免がれず、然るも余輩は尙ほ之を追究せず只だ單簡に問ふ、其事業の大体を終るは概ね何年後のとなるやと。三年か五年か、否々如何に政府が熱心たりとも三年五年にして我國諸事業の大体を遂ぐべしと思ふまじ、然らば十年廿年三十年若くは五十年百年の後を期するの外なきなり。政府の意果して斯の如きか、其地價修正を着手するの時機は三年五年の間にあらずして十年廿年若くは五十年百年の後に在て存するを知る。嗚呼此の如きは世人が滿足して瞑へ能ふべきとあるや、否や。

抑も輿論が地價修正を必要なりとする所以は、既に本書前編に於て說明するが如く財政の整理に基き租稅の原則に從ひ、民力を休養するが爲に、社會の害毒を豫防するが爲に、國家問題として一日も早く實行せんことを望む者なり。然るに政府は諸事業完成物價鎭靜の時を俟て之に着手せんと云ふ、是れ果して世人の希望に滿足を與ふべきとあるや。殊に物價鎭靜の時機なるものは此活動世界に期すべきとにあらず、仮に或る者の說の如く現時計畫しつゝある諸事業大体の落成を以て其期となさんか、現時以後に計畫する所の諸事業は正に之を奈何せん。良し又現在未來の諸事業を擧げて其議論の內に包含し盡くすものとするも物價の變動は決して交通運輸の便否のみに由るものに非ず、鐵道河川道路等此類の事業は固より物價の變動に關係ある所ありとは云へ、此他經濟社會百般の事物、物價變動の原因となる者多し。例へば人口の疎密、貨銀の昂低、生產の難易等最も關りて力あるを認む。此れに由て之